第9回先進政策創造会議

優秀政策集

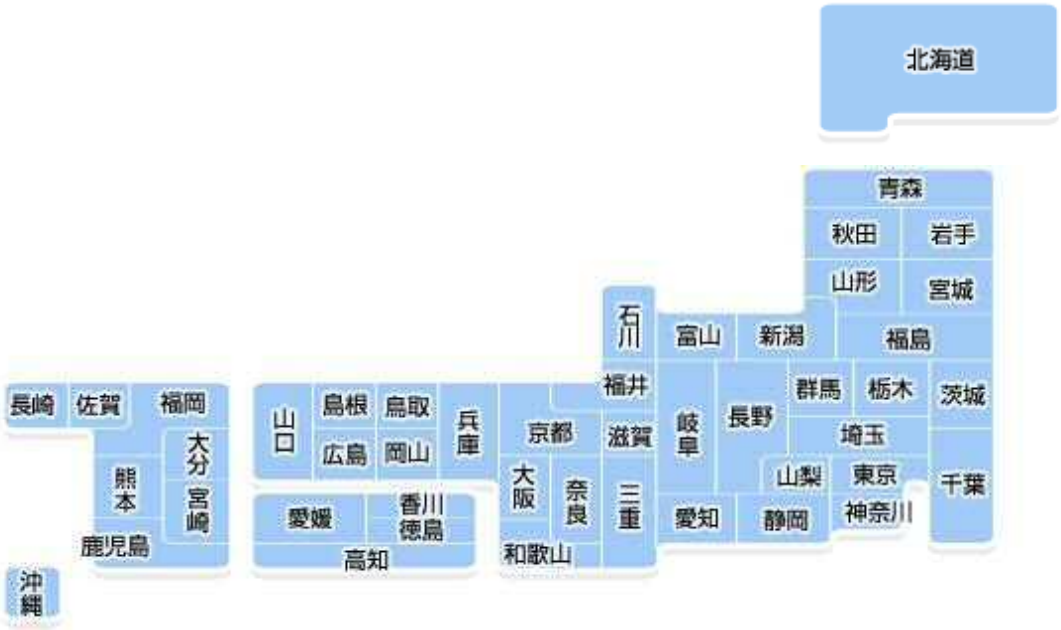

全国知事会
平成28年9月

先進政策大賞及び優秀政策

１．「優秀政策」の決定

全国知事会では、都道府県が取り組む多くの先進的政策を集積し、都道府県職員はもとより広く世間に公開し、より活発な地方行政の進展を促すため、平成１８年から本会ホームページ内に「先進政策バンク」を設置しています。

この「先進政策バンク」に登録されている各都道府県が取り組む先進的な政策（約３，４００件）の中から、各都道府県による政策の自薦及び第一次選定、本会頭脳センター専門委員による第二次選定を経て、２７件の優秀政策が決定され、９月６日に開催された第９回先進政策創造会議において、本会会長から表彰されました。

２．「先進政策大賞」の選定

優秀政策に選定された２７件の政策のうち、各分野を代表する９件の優秀政策の中から、最も優れている政策を選定するため、同会議において政策説明を実施するとともに、会議出席者による投票を行いました。その結果、最高得点を獲得した、岡山県の「手軽にマーケティング調査!県職員が応援します!」が「先進政策大賞」に選定され、本会会長から表彰されました。

この優秀政策集には平成２８年度に選ばれた先進政策大賞１件を含む優秀政策２７件を掲載するとともに、選考に携わった全国知事会頭脳センター専門委員による講評を掲載しています。

先進政策バンクホームページ

http://www.nga.gr.jp/app/seisaku/

全国知事会頭脳センター専門委員

（敬称略）

氏名	所属・職		分野
小幡純子	上智大学法科大学院	教授	行財政制度・地方分権一般（行政）
辻琢也	一橋大学大学院法学研究科	教授	行財政制度・地方分権一般（行政）
神野直彦	東京大学	名誉教授	行財政制度・地方分権一般（財政）
小西砂千夫	関西学院大学	教授	行財政制度・地方分権一般（財政）
関口智	立教大学大学院経済学研究科	教授	行財政制度・地方分権一般（財政）
池上岳彦	立教大学経済学部経済政策学科	教授	行財政制度・地方分権一般（財政）
井手英策	慶應義塾大学経済学部	教授	行財政制度・地方分権一般（財政）
山本浩二	大阪府立大学大学院経済学研究科	教授	行財政制度・地方分権一般（財政）
権丈善一	慶應義塾大学商学部	教授	行財政制度・地方分権一般（財政）
新川達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科	教授	行政改革・住民参加（行財政改革）
大杉覚	首都大学東京大学院	教授	行政改革・住民参加（行財政改革）
稲沢克祐	関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科	教授	行政改革・住民参加（行財政改革）
若松弘之	公認会計士若松弘之事務所	公認会計士	行政改革・住民参加（行財政改革）
早瀬昇	認定特定非営利活動法人 日本 NPO センター	代表理事	行政改革・住民参加（住民参加）
重川希志依	常葉大学大学院 環境防災研究科	教授	防災・危機管理（都市防災）
福和伸夫	名古屋大学減災連携研究センター	センター長 教授	防災・危機管理（地震工学、地域防災）
小村隆史	常葉大学社会環境学部社会・安全コース	准教授	防災・危機管理（防災学）
河田惠昭	関西大学社会安全研究センター	センター長・教授	防災・危機管理（河川工学、自然災害、防災システム）
浅野直人	福岡大学	名誉教授	環境（環境政策、環境法）
諸富徹	京都大学大学院経済学研究科	教授	環境（環境経済、財政）
増田昇	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科	教授	環境（都市計画、園芸学）
金子勇	神戸学院大学現代社会学部	教授	保健福祉・少子高齢化（福祉、少子高齢化）

氏名	所属・職		分野
木村陽子	奈良県立大学	理事	保健福祉・少子高齢化（福祉、少子高齢化）
太田秀樹	医療法人アスムス	理事長	保健福祉・少子高齢化（地域医療）
小田切徳美	明治大学農学部食料環境政策学科	教授	農林水産（農業経済）
岡田秀二	富士大学	学長	農林水産（森林政策、地域開発）
大泉一貫	宮城大学	名誉教授	農林水産（農業経営）
水口啓	株式会社 Kyulux	取締役 CFO	商工・労働（地域経済、中小企業）
小出宗昭	富士市産業支援センターf－Biz	センター長	商工・労働（地域経済、中小企業）
松田宣治	特定非営利活動法人 新潟県経済雇用問題研究所	理事長	商工・労働（労働）
堀切川一男	東北大学大学院工学研究科	教授	商工・労働（トライボロジー）
加藤恵正	兵庫県立大学政策科学研究所	教授	商工・労働（産業立地）
松本敏	宇都宮大学大学院教育学研究科	教授	教育・文化（教育）
吉本光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所	研究理事	教育・文化（文化）
西村幸夫	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻	教授	地域振興（都市計画、まちづくり）
中川大	京都大学大学院工学研究科 交通政策研究ユニット	教授 ユニット長	地域振興（都市計画、まちづくり）
石田東生	筑波大学システム情報系社会学域	教授	地域振興（交通計画、都市計画、まちづくり）
内海麻利	駒澤大学法学部政治学科	教授	地域振興（都市・地域計画、都市政策）

優秀政策事例集　目次

〔先進政策大賞〕
手軽にマーケティング調査!県職員が応援します!.....1

〔行財政改革分野〕
優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント.....4
全国初、市町村と県との連携協約による共同事業への移行.....7
全国初!固定資産税償却資産の調査に県職員を派遣 ～固定資産税償却資産調査の支援～.....10
総合支庁における地域課題解決に向けたサポート機能の強化.....12

〔防災・危機管理分野〕
優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント.....16
県・市町村等合同による災害対応業務標準化の推進.....18
地域住民等が主体となる山地防災情報ネットワークの構築 ～地域ぐるみで防災意識を向上～..21
きょうと災害時連携 NPO 等ネットワーク～ひと声かけて支え合う～.....24

〔環境分野〕
優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント.....28
全国初!太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの策定.....30
官民協働型発電事業の推進～発電事業から得られる経済的メリットを地域に最大限還流～.....32
「環境首都あいち」の担い手の育成.....35

〔健康福祉分野〕
優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント.....41
「埼玉県方式」による糖尿病重症化予防.....43
県産だし等を活用し、おいしく減塩推進!地産地消で食生活改善に取り組む生活習慣病予防対策 48
対象者横断的な福祉の総合相談.....50

〔農林水産分野〕
優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント.....52
空家と農地をセットにした移住促進のしくみづくり(京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄

地等活用条例の制定)..... 53
やまがた森林(モリ)ノミクスの推進..... 56
「フードバレ―アグリビジネスセンター」の整備によるくまもと県南フードバレ―構想のさらなる加速化 . 61

〔商工・労働分野〕
優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント..... 67
手軽にマーケティング調査!県職員が応援します!..... 69
「やまなしパワー」による安価な電力の供給..... 72
医療健康産業におけるオープンイノベーションの拠点整備..... 75

〔教育・文化分野〕
優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント..... 78
熊本時習館海外チャレンジ塾、開講!～”熊本型”海外進学支援制度の構築～..... 79
やがて親となる世代である高校生への家庭教育への理解と地域への愛着・定住意識の醸成..... 81
6 次産業化に対応した新たな教育の推進 88

〔地域振興・まちづくり分野〕
優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント..... 90
産学官連携!CLT(直交集成板)建築の普及で CLT 建築産業の土壌を形成..... 91
ゆったりと記憶に残るセレモニーを提案!「森の京都」でフォトウエディング☆京都丹波だから実現できる、結婚の時のセレモニーを地域のみんなで協力して発信中!..... 94
伊賀市との協創活動による学校イノベーション..... 98

〔人口減少対策分野〕
優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント..... 100
県及び 27 全市町村協働による、産前産後の母親を支える体制構築..... 103
学力トップクラス!秋田の教育を体験してみませんか..... 107
三世代住宅及び多子世帯住宅等への支援による子育て環境の充実..... 111

【先進政策大賞】

タイトル	手軽にマーケティング調査!県職員が応援します!		
施策・事業名称	岡山県商品開発マーケティング支援事業		
都道府県名	岡山県	**本件問合先**	岡山県産業労働部産業企画課 マーケティング推進室
分野	商工・労働		086-226-7365
事業実施期間	平成 25 年 10 月 1 日 ～		marketing@pref.okayama.lg.jp
施策のポイント	〇費用やノウハウ不足のためマーケティング調査を行うことが困難な中小企業や6 次化団体等に手軽にマーケティング調査の場とモニター(県職員)を提供 〇県庁舎、県職員という、県が既に持っているリソース(資源)を活用 〇「昼休み」の時間を活用 〇原則、企業負担(費用)なし、県の事業費もゼロ		
内容	【事業発案のきっかけ】 中小企業の「商品づくり」に効果的な支援はできないか?という思いから 次のポイントに絞って検討し、仕組み作りを行った。 ・消費者ニーズや反応を知るためにはマーケティング調査が不可欠 ・マーケティング調査にはかなりの費用と手間がかかる。 ・費用をかけず何かできることはないか? 【事業概要】 事業者が開発や改良を進めている食品・飲料品について、県庁で「会場調査」を		

行い、今後の改良・開発に生かすデータを集める。
（「会場調査」とはマーケティング調査の手法のひとつで、会場に多数のモニターを集めてアンケートなどを行うもの）

【事業の流れ】
1.申し込み → 2.事前協議 → 3.会場調査 → 4.分析・活用

【県の実施内容】
昼休みの時間帯に県庁内の会議室を使用し、県職員に試食、アンケート協力を呼びかける(イントラネットを活用)。

【事業者の実施内容】
試食品・アンケートの準備、担当者の派遣

【メリット】
1 会場費、人件費等、コストが大幅に抑えられる。
2 協力を呼びかける段階で、年齢、性別等、属性を絞ることができる。
3 県側(職員)の負担も少ない。

【成果・反応】
事業開始以来、好評を博しており、継続して多くの事業者が利用している。
(約2年半で60回実施し、延べ4,638人の職員が参加した)
※企業の声「学生は集めやすいが、社会人を集めるのは大変なので、この仕組みはとてもありがたい」

実際にアンケート結果をもとにパッケージデザインや味付け、商品構成、価格展開などを決めて商品化したと聞いている。
※具体例 「岡山県産 清水白桃使用」をパッケージに明記。商品名「ジュレ」を、わかりやすい「デザート」に変更。

県職員にとっても、県内で生産、開発されている商品に対する認識や知識が深ま

	るという効果も生まれている。 ※手軽な商品開発支援ということで、マスコミからも注目を集め、新聞、テレビなどにも取り上げられた。 【販路開拓の成果例】 「岡山県産の黒豆素材を使ったお菓子」のリニューアルに際して実施した試食調査で、予想以上の味に対する高評価(9 割超)が得られ、商談会等、商品 PR を強化したところ、取引先が 4 社から 9 社に拡大し、売上額も 10 倍以上増加した。さらに、新たに全国展開の高級スーパーとの取引も開始された。 【課題】 対象の食品以外への拡大や会場調査以外の手法の導入等 アンケート記入の様子１ アンケート記入の様子２ 商品例 知事試食の様子
関連 ホームページ	http://www.pref.okayama.jp/page/352680.html

優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント
〔行財政改革分野〕

東京大学
名誉教授　神野直彦
（担当：行財政制度・地方分権一般　財政）

行財政改革分野で優秀政策に輝いた事例は、鳥取県の「全国初、市町村と県との連携協約による共同事業への移行」、福岡県の「全国初！固定資産税償却資産の調査に県職員を派遣～固定資産税償却資産調査の支援～」、山形県の「総合支庁における地域課超解決に向けたサポート機能の強化」の三事例である。行政改革分野の事例といえば、冷徹なコストカットというイメージが強いけれども、今回の優秀三事例は、「暖かい手と手をつなぐ政策」という特色を共有している。というのも、三事例とも市町村が苦労している政策課題に、道府県が暖かい手を差し伸べる政策だからである。

しかし、この三事例が「暖かい手と手をつなぐ政策」だと称賛するのは、こうした点に止まらない。鳥取県と山形県の事例が明示的であるけれども、市町村同士が暖かい手と手をつなぐことを、道府県が暖かい手を差し伸べてサポートする政策だという点にもある。

道府県の使命は市町村までは解決困難な課題に取り組むことである。しかし、市町村が解決に苦悩している問題を、市町村で解決できるようにサポートすれば、住民にとっては身近な政府で解決可能となる。

地方分権の目的は国民に生活と未来の決定権限を移譲するころにあるといってよい。今回の優秀政策の三事例は、地方分権の理念に基づいた住民のための優秀政策ということができる。

関西学院大学
教授　小西砂千夫
（担当：行財政制度・地方分権一般　財政）

平成 16 年度地方財政ショックの時期のように、地方財源が大きく圧縮された状況では、行財政改革の課題は、行政評価や予算編成手法など、もっぱら減量につながる方策であった。近年は、人口減少社会のなかで、小規模町村を中心に、いかに行政サービスの質量の確保を行うかに焦点が移ってきている。平成の合併には、様々な考え方があるものの、本来の意味は、間違いなく減量型の行政改革ではなく行政体制整備にあった。すなわち、行政サービス提供の基礎的条件の整備である。

ポスト市町村合併の現在、市町村間の水平連携が定住自立圏や連携中枢都市の推進が図られている。それでは、県と市町村の連携についてはどうか。道州制や大阪都構想などの動きがある一方で、実態として動き出したのが、奈良モデルのように、県が県内市町村と水平連携の推進と垂直連携の実施の両面から、小規模町村の行政サービス提供を支援する方向性である。一方、高知県は、地域支援企画員制度を通じて、県の政策の県内への積極的な浸透を図りながら、市町村と連携して、中山間地域の振興を図りつつ、県と市町村が一体的に人口減少社会と闘おうとしている。このような奈良県と高知県の取組を先進事例としつつ、全国各地で県と県内市町村の連携が進んでいる。今回、行財政改革分野で選ばれた三つの事例は、いずれもそうした先進事例につながる取組である。現下の状況で、県のあり方を明確に示した選考結果だといえる。

大阪府立大学大学院経済学研究科
教授　山本浩二
（担当：行財政制度・地方分権一般　財政）

少子高齢化や地方での人口減少といった要因がもたらす諸問題に直面して、財政上の厳しさや人材の限られたなかで自治体がどう対処するかが重要となる。その一つのやり方として効果的な取組である「連携」が今年度の優秀政策に共通するキーワードである。

鳥取県の「全国初、市町村と県との連携協約による共同事業への移行」では、地方自治法の規定による連携協約制度を活用して、県道の一部の除雪等維持管理の町による一体管理、地域一体となった鳥獣被害対策など、これまでにない迅速な対応ができている。

福岡県の「全国初！固定資産税償却資産の調査に県職員を派遣～固定資産税償却資産調査の支援～」では、基礎自治体の基幹税である償却資産課税に対する県のバックアップ体制によって、償却資産調査に関する市町村職員の人材不足や職員の調査技術向上に向けての取組等がなされている。

山形県の「総合支庁における地域課題解決に向けたサポート機能の強化」では、総合出先機関である総合支庁に大幅な権限移譲を行い、地域振興にかかる企画・実施・評価を一貫して行う体制を整備して、住民の生活の諸課題について、単独の市町村では対応が困難なものに対して市町村間の連携調整などを行い、地域課題の解決を県がサポートするものである。

本来、連携というのは、連携する主体がそれぞれ連携に値する価値を持ち、主体同士の連携によってシナジー的に価値が向上することを意図すべきものである。一方が一方を支援するだけや単なる役割分担だけでは、真の連携が持つ効果を十分に発揮できない。その認識のもとで、今後益々の連携の取組の広がりを期待したい。

同志社大学大学院総合政策科学研究科
教授　新川達郎
（担当：行政改革・住民参加　行財政改革）

今年度の第9回先進政策創造会議で選ばれた行財政改革分野における先進政策のなかで優秀政策とされたのは、鳥取県の「全国初、市町村と県との連携協約による共同事業への移行」、福岡県の「全国初!固定資産税償却資産の調査に県職員を派遣～固定資産税償却資産調査の支援」、山形県の「総合支庁における地域課題解決に向けたサポート機能の強化」である。そこに共通する特徴は、都道府県と市町村との「密接な連携と協働」による改革を目指している点にある。各市町村においては効果的効率的に政策展開を進め、また運営改善を図ろうとする際に、ともすれば不足する人材や知識、技術あるいは資源が障害になることがある。これまでも国や都道府県が市町村を技術的に支援することや、人材派遣をすることはあったし、市町村相互に水平的に連携して問題解決を図ることもあった。しかしながら人口減少社会にあって重大な資源制約に直面する市町村にあっては、従来型の対応では問題解決は難しいことに気づき始めている。そのためには、水平的な連携のみならず、垂直的な連携を組み合わせること、そしてその連携を組織的な協働のレベルにまで高めて実質的な改革を進めることが必要となっている。すなわち「水平と垂直」の双方向で「密接な連携と協働」を手法とする改革である。これらは従来の国、都道府県、市町村という地方制度の枠組みを超えて協働で改革が進められているという意味で、ガバメント型ではなくガバナンス型になっている改革ということができる。おそらく次のステップではその協働の場に民間営利部門(企業)や民間非営利部門（NPO・NGO等の市民社会組織）が積極的に大きな役割を果たすようになるかもしれないと考えている。

首都大学東京大学院
教授　大杉覚
（担当：行政改革・住民参加　行財政改革）

優秀政策に選定された三つの政策を含めて、今回行財政改革分野で候補に挙げられた 10 の政策のうち半数の 5 は、何らかのかたちでの府県と市町村の連携に関するものであったことは注目に値する。

現在、新たな広域連携の取組が進められているなか、地方創生とも相まって、基礎的自治体レベルでは連携中枢都市圏等の取組が進められつつあるが、広域自治体である都道府県と基礎的自治体である市町村との連携もこれまで以上に重要な意義を持つといえる。先般の地方自治法改正により、連携協約及び事務の代替執行が創設されたが、優秀政策に選ばれた鳥取県の事例は、条件不利地域にある市町村との共同事業を連携協約に位置づけて行う全国初の取組であり、今後の都道府県・市町村関係のあり方のモデルとなるものとして高く評価されよう。

市町村との関係でいえば、専門性を発揮してこその都道府県行政といえる。折からの定員抑制等から専門人材不足に絶えず悩まされる市町村に対して、都道府県の専門人材の活用の機会を提供することは有意義であることはもちろん、一方的な市町村支援のみならず、都道府県にとっても、地域の実情を知悉することでより高度の専門人材の育成につながる点で重要である。その意味で、福岡県の事例は好例である。

また、都道府県の地域機関と市町村の連携も同様な意義を持つ。組織編成については一方で絶えず行財政効率性を念頭に置かなければならないが、地域との密なコミュニケーションにエネルギーを注入することも必要である。山形県の積極的な態勢整備については今後の展開が期待される。

公認会計士若松弘之事務所
公認会計士　若松弘之
（担当：行政改革・住民参加　行財政改革）

今年度の行財政改革分野における優秀政策は、いずれも「県と市町村の連携」がキーワードであった。少子高齢化が進むなかで住民ニーズは多様化する一方、これに対応する行政においては、単独組織での人材不足や高齢化が大きな課題になっており、今後も県や市町村の枠組みにとらわれない広域連携が必須となる。広域連携では、単なる人員派遣や事務負担の分散だけでなく、各自治体が蓄積してきた知見・ノウハウのデータベース化や組織の垣根を越えた人材育成が必要となる。

鳥取県の「全国初、市町村と県との連携協約による共同事業への移行」では、タイムリーかつ実効的に市町村と県が連携するため、機動性に欠けた従前の法定協議会から、地方自治法に基づく連携協約制度に移行した点が高く評価された。同様の観点は、山形県の「総合支庁における地域課題解決に向けたサポート機能の強化」においても見られる。様々な出先機関を統合した「総合支庁」を設置するだけではなく、市町村支援に特化した「連携支援室」や「連携支援サポートチーム」を通じて地域振興につなげていく取組が評価された。

また、福岡県の「全国初!固定資産税償却資産の調査に県職員を派遣」では、地方財政の基幹である固定資産税の徴収ノウハウを、県から市町村に移転するだけではなく、実際に事業所への立入調査に同行するなど、年々着実に徴収税額効果を積み上げている点は他の自治体においても参考とすべき点である。

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">全国初、市町村と県との連携協約による共同事業への移行</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">日野郡ふるさと広域連携協約</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>鳥取県</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分野</td><td rowspan="2">行財政改革
地域振興・まちづくり
人口減少対策</td><td>0859-72-2086</td></tr>
<tr><td>hino-shinkou@pref.tottori.jp</td></tr>
<tr><td>施策の
ポイント</td><td colspan="3">鳥取県及び日野郡 3 町の共通する諸課題の解決を図るため、地方自治法の規定に基づく連携協約制度を活用し、平成 27 年 7 月に従前の法定協議会から「鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約」に基づく連携体制に移行した。柔軟で機動的な自治体間の連携が取れ、地域政策の課題解決のスピードアップが図れる新たなユニットとして期待されている。</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="3">【背景・目的】
少子化が進み、社会経済の状況が厳しくなる中、地方自治体は行財政運営の効率化や地域の課題解決に取り組んでいるが、個々の町や県だけでは住民ニーズに対応困難な実態がある。平成の大合併を見送り単独町政を選択した日野郡 3 町も例外ではなく、様々な問題が顕在化していた。このため、平成 22 年 7 月、日南町、日野町、江府町の日野郡 3 町と県で「鳥取県日野地区連携・共同協議会」を設置し、行政サービスの維持・向上や効率的な行政運営を促進するとともに、圏域に共通する諸課題を解決し、持続的な発展に寄与することとした。さらに平成 27 年 7 月には、連携協約を活用し、より迅速に課題解決が図れる新たな連携体制に移行</td></tr>
</table>

した。

【内容】

連携する政策は、1 安心・安全の確保、2 雇用創造、産業振興及び観光政策、3 地域活性化及び行政機能・住民サービスの向上の 3 分野に大別しており、さらにそれぞれの具体的な取組項目ごとに協定団体相互の役割分担を定めている。現在の具体的な取組例は以下のとおりである。

<取組例 1>道路の除雪・維持管理

〇取組:県道の除雪等を町に委託(一部)、町内の県道・町道の補修・除草・除雪等を町が一体的に実施

◎成果・・・住民に身近な町の実施による迅速な対応

◎実績・・・H27.7 の協約締結を受け、冬期の道路の除雪・維持管理について検討し、除雪機械運転手の確保・育成について、高齢化による運転手の大量退職に備えるため運転免許促進の費用助成を県と 3 町とでそれぞれ予算化し、新たな免許取得者を 15 名確保した。

<取組例 2>有害鳥獣被害対策

〇取組:農作物等への鳥獣被害を防止するため設置した日野郡鳥獣被害対策協議会の見直しにより、さらに地域が一体となった鳥獣対策の定着に向けた活動を行う。

◎成果・・・実施隊による速やかな現場対応・地域ぐるみの侵入防止指導等により地域活性化にも貢献

◎実績・・・これまでの取組の中で、農産物の被害対策支援にとどまらず地域の活性化や生活環境を含めた山間集落の総合的な被害対策に対する支援を求める声が高まり、同協議会の活動内容の拡大と実施隊の処遇改善や体制強化に向けた人材の確保を図ることとしている。(平成 29 年 4 月より新体制スタート予定)

従前の法定協議会では新たな議論を行う際、年 2 回開く法定協議会に諮る必要があり手続きに約半年も要するなど、制度上、運用面で機動性に欠ける点があった。平成 26 年 5 月の地方自治法改正により、新たに「連携協約」制度が施行され、それに移行したことで適時に柔軟な検討協議の場を設定することが可能になり、成

	果を重視したスピードアップが図られた。また、多様化する課題にも対応できるようになり、議論の活性化が図られている。住民のニーズに即応した迅速な対応が可能となり、住民サービスの向上につながるとともに、効率的な行政運営及び中山間地域でのサービスの維持が図られている。
関連 ホームページ	http://www.pref.tottori.lg.jp/renkeikyoyaku

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">全国初!固定資産税償却資産の調査に県職員を派遣 ～固定資産税償却資産調査の支援～</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">固定資産税償却資産調査の支援</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>福岡県</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>企画･地域振興部 市町村支援課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分野</td><td rowspan="2">行財政改革</td><td>092-643-3076</td></tr>
<tr><td>shien-zeisei@pref.fukuoka.lg.jp</td></tr>
<tr><td>施策の
ポイント</td><td colspan="3">市町村の基幹税の一つである固定資産税(償却資産課税)について、事業所への立入調査等も含め、県が全面的に市町村をバックアップする。</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="3">(1)現状及び課題
〇政令市を除く多くの市町村では、償却資産に係る専任職員が配置されていないこと、調査のためのノウハウが蓄積されていないこと等により、事業者からの申告内容を十分に確認できていない。
〇福岡県内の市町村における償却資産の申告割合(※1)は67.5%(全国ランク36位:H24年度分)と全国的に低位の状況にある。
※1 申告の割合(27年度)償却資産課税納税義務者/法人均等割納税義務者数
(2)市町村支援課の取組(H24～)
〇市町村職員の償却資産調査技術の向上
〇償却資産制度についての事業者等への周知徹底
(具体的な取組)
・市町村職員に対する研修会の開催
・県職員を市町村職員に併任し、事業所への立入調査に同行(全国初!)</td></tr>
</table>

・市町村広域連携(※2)による償却資産課税調査を支援

※2 県が事業所に関係する市町村を取りまとめ、連携して調査

・償却資産課税に係る啓発リーフレット及びポスター作成

・税理士会等に対し適正課税を働きかける

(3)当取組の実績（単位:件、百万円）

	取組参加団体数	効果税額
H24	40	51
H25	51	96
H26	48	138
H27	50	267

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">総合支庁における地域課題解決に向けたサポート機能の強化</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">総合支庁に「連携支援室」を設置し、総合支庁の力を結集して“市町村支援”を重点的に行う体制を整備</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>山形県</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>総務部行政改革課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分野</td><td rowspan="2">行財政改革</td><td>023-630-3114</td></tr>
<tr><td>ygyokaku@pref.yamagata.jp</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="3">1 「総合支庁」の概要
○ 平成 13 年 4 月、地方事務所、保健所、農業改良普及センター、建設事務所等の出先機関を統合し、総合出先機関となる「総合支庁」を県内 4 地域に設置。
○ 総合支庁に県庁から大幅な権限移譲を行い、「地域振興の拠点」として、各地域の振興に係る企画から事業実施、評価までを一貫して行える体制を整備。

2 「総合支庁」の見直し ～地域課題解決に向けたサポート機能の強化～
(1)見直しの考え方
○ 総合支庁の設置から 10 年以上が経過し、県内各地域を取り巻く状況が大きく変化。
○ 特に、少子高齢化や人口減少の進行等に伴い、住民生活や保健・福祉、産業等の幅広い分野で各種課題が顕在化・深刻化し、単独の市町村では困難な課題や複数の市町村に跨る課題が相次いで表面化。
○ 市町村からの意見聴取においても、総合支庁に対し、課題認識の共有と市町村と連携した対応や、市町村同士の連携調整等に対する期待が大。

⇒ 以上を踏まえ、総合支庁が担う地域振興の役割を地域における市町村支援に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化することに。(=これまでの</td></tr>
</table>

「自ら企画し、実施する特色ある地域づくり」を中心とするあり方を見直し。）

(2)見直しのポイント(※ア・イとも平成 28 年度～)

ア「連携支援室」の設置

○ 総合支庁において、市町村支援を重点的に推進する組織として、これまでの「地域振興課」を改組し、総務課内に「連携支援室」を設置。

○ 同室の主な役割は以下のとおり。

a. 定期的な市町村訪問や各種会議を通じて地域課題を把握

b. 市町村からの総合的相談窓口として機能

c. 庁内各部横断の「連携支援サポートチーム」(後述)の下、地域課題の解決に向けて、地域や庁内で課題認識の共有を図り、支援方策の検討や関係機関との連携等、地域で必要とされる調整機能を発揮

イ「連携支援サポートチーム」の設置

○ 総合支庁長の指揮の下、総務企画部のほか、保健福祉環境部、産業経済部、建設部等の全庁体制で構成する「連携支援サポートチーム」を設置。

○ 同チームは以下の取組み展開。

a. 地域課題の認識共有、支援方策の検討等を定期・随時実施

b. 複数の分野に跨る課題等について、総合支庁の力を結集し、市町村や民間団体など関係機関とも連携を図りながら、総合的な支援を実施

○ 同チームの事務局は、各総合支庁とも「連携支援室」が担当。

3 総合支庁における取組みの例 ～「最上地域政策研究所」～

(1)研究所の概要・目的

○ 地域における諸課題について調査研究し、各市町村の政策推進に資するとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的に、最上地域の 8 市町村、最上広域市町村圏事務組合、最上総合支庁が協定を締結し、「最上地域政策研究所」を設置。(平成 24 年度)

○ 市町村等の職員及び総合支庁の職員を研究員に委嘱し、月 1 回程度、調査研究等の活動に従事。(～平成 27 年度)

○ これまでの活動は、研修(人材育成)を強く意識したものであったが、前記 2 の

	総合支庁の見直しの方向性も踏まえ、平成 28 年度より、課題解決に向けた施策立案に集中的に取組む形へと見直すことに。 (2)研究体制・活動内容(H28 年度～) ○ 8 市町村から各 1 名、総合支庁から 2 名の計 10 名の研究員がテーマ毎にチームを編成し、週 1 日程度、総合支庁に集まり、具体的施策を研究。総合支庁内には、専用のデスクとパソコンも用意。 ○ 平成 28 年度の研究テーマは、以下の 3 つ。 ア 地域交通対策 イ 地域産業を支える人材の育成・確保 ウ 交流人口の拡大 ○ 立案した施策は、市町村長へ提案のうえ、実際に施策化していくことを想定。 (3)総合支庁の支援 ○ 同研究所の事務局を「連携支援室」が担当(平成 24 年度～ ※～平成 27 年度までは地域振興課) ○ 総務企画部長をトップに庁内各部長等で構成する「サポートチーム」を設置するとともに、テーマ毎に大学教授等の専門アドバイザーを配置し、施策立案を支援。(平成 28 年度～)

「総合支庁」見直しの概要

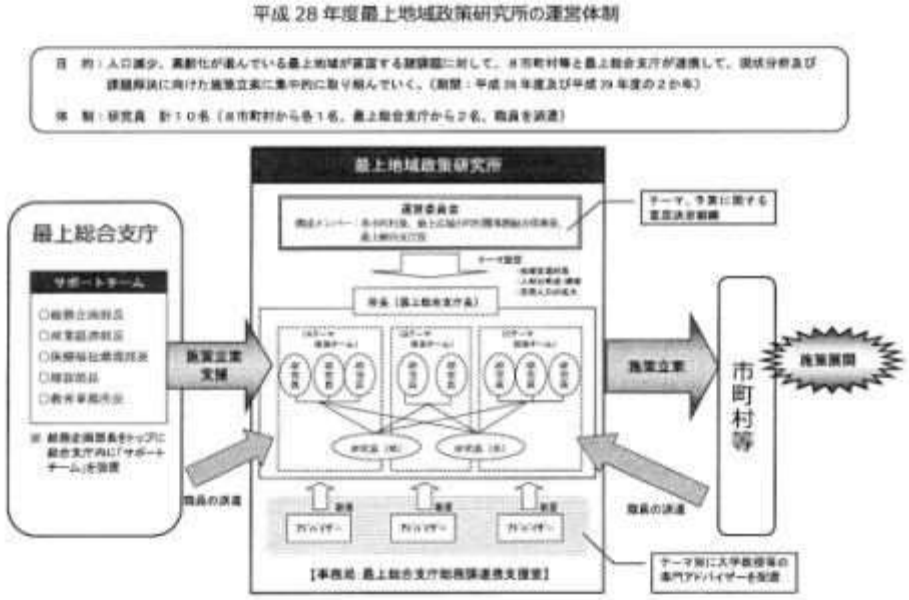

最上地域政策研究所の概要

優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント
〔防災・危機管理分野〕

常葉大学大学院
環境防災研究科・教授　重川希志依
（担当：防災・危機管理　都市防災）

防災・危機管理分野の先進政策を担当している部局は、防災・危機管理部局のみならず、教育、都市整備、土木、森林、警察、地域など多岐にわたっている。防災・危機管理をキーワードに多様な部局が政策を立案し、具体的な施策を展開していただいていることは大変に心強く、有難いことだと感じている。地震や風水害などの自然災害だけではなく、日々の暮らしを安全にし、大人も子どもも安心して暮らせる地域づくりを実現させることが防災・危機管理分野の目標とされるようになった。このことにより、今まで以上に多様な視点で政策を生み、社会実装にチャレンジする機会が画期的に増え、防災・危機管理分野の政策全体のレベルアップにつながっていくことが期待される。

また政策の内容は、行政の側の備えとともに、個々の住民や多様な取組団体を対象とした防災リテラシー向上を目的としたものが多く、これまで繰り返し指摘され続けてきた自助力と共助力の育成に力を注いだ取組が増えていることも注目すべきことといえるだろう。今年度選定された優秀政策も、行政の災害対応能力向上、住民と行政が協働して災害防止に取り組む事例、NPO の持つ専門性をいかしたネットワークづくりと、取組の担い手は多様であり、行政では対応することのできないきめ細かな分野を守備範囲とする政策であることが大きく評価された点だと思う。

名古屋大学減災連携研究センター
センター長・教授　福和伸夫
（担当：防災・危機管理　地震工学、地域防災）

今年度は、新潟県の「県・市町村等合同による災害対応業務標準化の推進」、栃木県の「地域住民等が主体となる山地防災情報ネットワークの構築～地域ぐるみで防災意識を向上～」、京都府の「きょうと災害時連携 NPO 等ネットワーク～ひと声かけて支え合う～」の 3 点が、優秀政策事例として取り上げられた。全く異なる視点の施策であり、他地域にとっても参考になる試みである。

特に、新潟県の施策は、「県・市町村等による合同支援体制の構築」・「被災者台帳の導入」・「広域避難の受入体制の構築」の三つについて、検討している。なかでも、被災者台帳の導入に当たって、住家の被害認定調査及び 罹災証明書交付業務にかかる業務フロー・問題点等の整理・検討、災害時に運用される各種被災者支援制度の整理を行い、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」をまとめている。平成 28 年熊本地震では、「チームにいがた合同支援体制基本方針」に基づき、県・市町村合同で応援職員を派遣し、ガイドラインを用いて、被災自治体に対して、家屋被害調査、罹災証明書交付事務等にかかる助言等の支援を行ったことは秀逸である。

また、栃木県の試みは、住民が主体となって山地防災に取り組むとともに、子どもたちへの防災教育を進めている点で、京都府の試みは、風水害を念頭に、NPO を活用して痒いところに手が届くような支援を行う枠組みを構築した点で有意義である。

関西大学社会安全研究センター
センター長・教授　河田惠昭
(担当：防災・危機管理　河川工学、自然災害、防災システム)

災害による被害規模が大きくなればなるほど、被災者の被害調査や被害認定を省力化する必要がある。そこで、行政のインテリジェンス化は避けて通れないが、自治体共通のものを使う前に、独自のものを開発する風潮がこの分野である。それがネックとなって共通化が遅れていた。

2004 年新潟県中越地震では、新潟県は、被害把握、復旧過程において、わが国の都道府県レベルでは初めて GIS を用いること試みたことがわかっている。その 3 年後に発生した 2007 年新潟県中越沖地震では、発災当初から、GIS を駆使した各種災害の復旧状況や災害対応の情報化を展開し、災害対応業務のシステム化を図った。これらの成果の一部は、2011 年東日本大震災と 2016 年熊本地震で適用され、全国的に適用するという視点から、災害対応の標準化を進めることになった。今回受賞したのは、その後に展開された、各種情報に基づく災害対応業務標準化の推進に対するものである。

このシステムの最大の特徴は、将来必ず発生すると考えられている首都直下地震や南海トラフ巨大地震に際し、被災自治体や被災者の負担軽減・早期復興につながるものであるということだ。それは今回受賞した新潟県は、県・市町村等による合同支援体制の構築、被災者台帳の導入、広域避難の受け入れ態勢の構築に的をしぼって被災情報の標準化を試みた。これまで、類似の取組やシステムの構築が散見されるが、いずれも個別的な取組であり、今回開発された新潟モデルでは、将来の大災害の発生を見据えて、災害対応の標準化による被災自治体の負担軽減、対応の迅速化が可能となったと考えられる。

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">県・市町村等合同による災害対応業務標準化の推進</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">県・市町村等合同による防災対策検討ワーキングの実施、「チームにいがた」による県外災害への支援</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>新潟県</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>新潟県防災局防災企画課</td></tr>
<tr><td>分野</td><td>防災・危機管理</td><td>025-282-1608</td></tr>
<tr><td>事業実施期間</td><td>平成 25 年 8 月 22 日 ～</td><td>ngt130010@pref.niigata.lg.jp</td></tr>
<tr><td>施策の
ポイント</td><td colspan="3">〇過去の災害対応の教訓を踏まえ、防災対策の重要分野における業務の標準化を図る。
〇本事業の成果に基づき、平成 28 年度熊本地震の被災自治体に対し支援を実施。</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="3">1.目的
東日本大震災における、被災三県に対する全国的な広域応援の実施、広域避難者の発生や、その後の災害対策基本法の改正等を踏まえ、「県・市町村等による合同支援体制の構築」・「被災者台帳の導入」・「広域避難の受入体制の構築」という 3 つの課題について県・市町村等合同のワーキングにより検討を行う。

2.検討内容
(1)チームにいがた合同支援体制検討 WG
〇 合同支援体制のあり方について検討
〇 被災した他県自治体に対する応援の実施及びその検証

(2)被災者台帳の導入検討 WG
〇 過去の災害対応を踏まえた、住家の被害認定調査及び 罹災証明書交付業務に</td></tr>
</table>

係る、業務フロー・問題点等の整理・検討

○ 災害時に運用される各種被災者支援制度の整理

○ 被災者台帳の項目等の整理

(3)広域避難受入れ検討 WG

○ 広域避難の前提(対象、情報収集手法等)について整理

○ 首都圏との協定締結状況等を調査

3.検討成果

○ 下記の通り各ワーキングの検討成果をとりまとめ、関係機関に配布した。

(1)チームにいがた合同支援体制検討 WG

「チームにいがた合同支援体制基本方針」

「チームにいがた合同支援体制運営マニュアル」

(2)被災者台帳の導入検討 WG

「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」

(3)広域避難受入れ検討 WG

「自然災害発生時の広域避難受入れガイドライン」

4.検討成果の実践

○上記取組みを踏まえ、平成 28 年熊本地震の被災自治体に対し以下の支援を行った。(※支援は、全国知事会及び新潟大学等と連携して実施。)

(1)「チームにいがた合同支援体制基本方針」に基づき、県・市町村合同で応援職員を派遣。

(2)「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、家屋被害調査、罹災証明書交付事務等に係る助言等の支援を実施。

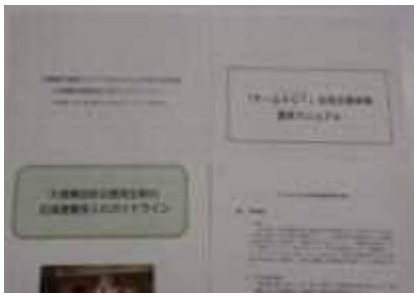

被災自治体職員に家屋被害調査の説明をする様子

（最左手前が新潟県職員）

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">地域住民等が主体となる山地防災情報ネットワークの構築 ～地域ぐるみで防災意識を向上～</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">山地防災普及推進事業</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>栃木県</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>栃木県環境森林部森林整備課
技術調整担当治山チーム</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分野</td><td rowspan="2">防災・危機管理
農林水産</td><td>028-623-3285</td></tr>
<tr><td>shinrin-seibi@pref.tochigi.lg.jp</td></tr>
<tr><td>施策の
ポイント</td><td colspan="3">・地域住民からなる山地防災推進員及び山地防災ヘルパーの活用
・小学生への山地防災講習会による地域防災力の底上げ
・山間部で活動する企業等と情報ネットワークの構築による減災対策</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="3">【目的】
山地防災体制の強化

【事業内容】
1.山地防災推進員及び山地防災ヘルパーとの連携による山地災害の未然防止・減災対策
・栃木県では、地域住民の中から山地防災推進員を登録し、地域に密着した山地防災普及啓発活動を行うとともに、地域住民から山地災害関連の情報収集を行うことで、地域と行政が情報共有を行う取組を平 成 24 年度から始めました。
・具体的には、山地防災推進員が講習会等で得た知識などを日頃の地域活動等を通じて、地域の方々へ広めていただき、山地防災意識の向上を図っていきます。
・また、山地防災推進員が日頃の生活の中で、発見又は入手した山地災害に関する情報を、山地防災ヘル パーや管轄する地域の県出先事務所に連絡をしていただくことで、山地災害の兆候をいち早く発見し山地災害を未然に防止する減災対策</td></tr>
</table>

を行っています。

2.小学生への山地防災講習会の開催

・次代を担う小学生に対し「森林の働き」や「山地災害に対する日頃の備え」等の講習会を開催し、地域の防災力の底上げを図っています。

・平成27年度からスタートした講習会は、県の他部局とも連携して山地災害危険地 区に近接する小学校を対象に実施しています。

3.情報ネットワークの構築による減災対策

・近年多発する山地災害を未然に防止するとともに減災の取組に役立てるため、山間部で活動する企業や団体等と「山地災害情報等の情報提供に関する協定」を締結し、災害やその兆候などの情報をより早く、より広く収集し、減災対策に努めています。

【これまでの実績】

1.ボランティアの人数

・山地防災推進員549名の登録(H28.3.31現在) ～H24創設の栃木県独自の制度～

・山地防災ヘルパー101名の認定(H28.3.31現在) ～林野庁指導による全国的な制度～

2.ボランティアの講習

・山地防災推進員講習会の開催数は H24年度:7回 H25年度:11回 H26年度:5回 H27年度:4回

3.小学校での防災講座

・平成27年度は25校で開催

4.山地災害等の情報提供に関する協定締結者

・栃木県森林組合連合会

・東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社

・ヤマト運輸(株) 栃木主管支店

ボランティアとの連携

小学生への山地防災講習会

情報提供に関する協定制度の創設

関連ホームページ	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d08/sanchibousaisuisinin/bosyuu.html

タイトル	きょうと災害時連携 NPO 等ネットワーク～ひと声かけて支え合う～		
施策・事業名称	NPO による中長期的な生活再建支援の仕組づくり		
都道府県名	京都府	**本件問合先**	府民力推進課 地域力再生担当
分野	防災・危機管理		075-414-4452 fuminryoku@pref.kyoto.lg.jp
内容	■趣旨/目的/背景 近年京都でも増加傾向にある台風や大雨等の自然災害において、自治会等の地域組織やボランティア団体・NPO 法人・市民活動団体、企業や行政等、様々な主体の連携による被災地支援の仕組みづくりが求められています。 京都府内で自然災害が発生した際に、NPO 等の高度な専門性や豊富な現場経験を生かした中長期的な支援活動と、加盟団体が相互に助け合う仕組みづくりに向け、NPO 関係者や有識者による設立準備委員会において検討を進め、この度「ひと声かけて支え合う 災害時連携 NPO 等ネットワーク」として設立しました。官民連携での実施はかなり珍しいです。 ■事業概要/事業内容 災害時連携 NPO 等ネットワークは次の 2 つの活動を柱とします。 ・災害ボランティアセンター等と連携した被災者支援 特別な事情を抱える被災者からの支援ニーズ(スペシャルニーズ)に、NPO の専門性を生かして対応 ・NPO 等の相互支援(地域活動団体・BCP) 被災状況を聞きながら事業継続に必要な物資などを支え合う仕組み		

■特徴

1 加盟登録(連携団体を募集)

・災害時の連携を想定した「支え合う仕組み」として、加盟登録を行います。

・加盟登録団体の連絡網等を整備し、平常時においてのつながりも大切にします。

※加盟登録団体連絡網は一定の地域ごと(市町村単位等)に分けて整備し、それぞれの地域での連携を促します。

-1 加盟登録対象団体

災害 NPO ネットは、社会課題の解決や公益活動を担っている団体により設立されます。

1)NPO 法人、ボランティア団体、市民活動団体、自治会や町内会の地縁団体など

2)商工会議所(商工会)、中小企業家同友会、商店街組合、業界団体等の経済団体など

3)市町村、災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、社会福祉法人など

4)その他、実行委員会が認めた団体

2 加盟登録団体の安否確認(災害時)

・災害発生時、被災地にある加盟登録団体と連絡を取り、安否確認や被災状況の共有を行います。

・安否確認の連絡は、災害 NPO ネット事務局が中心に行います。

・被災地にある加盟登録団体からの連絡も、災害 NPO ネット事務局が受ける他、専用ホームページ等を活用し被災状況の共有を図ります。

・災害 NPO ネットが、加盟登録団体の被災状況に応じて、必要な支援物資・支援メニューにより可能な限り支援します。

3 特別なニーズへの支援と支援時期(災害時)

・これまで対応が困難であった、もしくは従来は十分に対応できなかった支援ニーズにできるだけ対応します。

・特別な物資等(食物アレルギー除去食等)の補完支援など、被災地の状況や地域事情に応じた支援を活動の安全が確認された段階より行います。

※特別なニーズに対する支援メニューの例
「乳幼児の一時預かり」、「子どもとの遊びや学習支援」、「高齢者への傾聴や居場所づくり」、「外国人被災者支援」、「食物アレルギー除去食への対応」、「避難所のペット対応支援」等

4 災害時のオペレーター及び地域コーディネーターの人材育成
・災害 NPO ネット設立目的の達成に向けて必要な役割を担う本部オペレーターや地域コーディネーターの人材育成を行うため、体系的・専門的な研修プログラムを行います。
・加盟登録団体に対し、それぞれの地域において災害ボランティアセンター等との合同訓練や研修等への参加機会をつくります。
(※本部オペレーター: 災害時に災害 NPO ネット本部において、支援ニーズと支援内容の調整を行いマッチングを行う人)
(※地域コーディネーター:災害時に出張デスクを設置し、市町村、災害ボランティアセンター・社会福祉協議会等と連携して、現地ニーズの収集及び災害 NPO ネット本部に情報発信を行う人)

5 支援基金の創設とファンドレイジング(資金調達)
・「災害時連携 NPO 等ネットワーク基金」を公益財団法人京都地域創造基金に設置し、災害 NPO ネットの活動資金を管理します。
・Yahoo!等との連携によりクラウドファンディングによる寄付を募ります。
・イベント等の開催や積極的な広報活動により広く府民を対象とした寄付支援の呼びかけを行います。

6 専用ホームページの構築等(支援ニーズ・資源マッチングシステム)
・専用ホームページ等を活用し、支援ネットワーク及び支援体制を可視化します。
・コミュニティ FM を活用したきめ細かな情報の発信を行います。
・被災団体ニーズと支援団体(支援内容)のマッチングを行います。
・支援内容(支援物資・支援メニュー)の把握及び支援内容提供の呼びかけ・管理を行います。

	■成果 NPO 中間支援団体を含む NPO 等加盟登録団体 20 団体(平成 28 年 4 月末現在) ■その他 実行委員会を中心とした京都府地域力再生プラットフォーム(平成 28 年度)により運営 災害時連携 NPO 等ネットワーク パンフレット
関連 ホームページ	http://www.hitokoe-npo.jp

優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント
〔環境分野〕

福岡大学
名誉教授　浅野直人
（担当：環境　環境政策、環境法）

気候変動対策として、再生可能エネルギーの大幅導入が必要であり、太陽光発電は、燃料費が不要という意味でも重要なものであるが、固定価格買い取り制度の運用上の問題の他、系統の制約といった課題があることはすでに知られている。ただ、それ以外にも、環境面での問題への配慮の課題があることは意外と知られていない。これまでの全国知事会の優秀政策としては、今回 2 位に選ばれた高知県の政策を含めて、太陽光発電導入促進を目指すものが多く、それぞれ、地域の活性化という点での成果を上げてきている。しかし、今回 1 位に選ばれた山梨県の適正導入ガイドライン策定の試みは、太陽光発電の環境面での課題を正面からとらえてその適正な導入を目指すものとして、注目できるといえよう。なお、太陽光発電の設置について、アセスメントを求める試みは、長野県、大分県、福島県にすでに見られるが、設置段階でのアセス義務付けは、運転開始後や、発電終了時の事業者の環境配慮を求める手法としては限界がある。その意味で、ガイドラインというソフトな手法とはいえ、設置の計画段階から運転、廃棄段階までの視野に入れた山梨県の試みは評価できる。地図情報で、全県の立地要注意箇所を提示していることも戦略アセスに代わるものとして意義が大きい。なお、3 位の愛知県の施策は、日本最大のものつくり県で、さらに多くの大学が集積しているという地域の特性をよく踏まえたものであり、地域特性をいかした施策策定のモデルとして評価できる。

京都大学大学院経済学研究科
教授　諸富徹
（担当：環境　環境政策、財政）

山梨県の「全国初!太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの策定」は、太陽光発電事業をより持続可能なものとし、地域社会との共生を図るために必要なルール形成を図った点で、先駆的な施策といえる。特に、維持管理や撤去・廃棄にまで目配りしている点が重要で、他県の模範になりうる。

高知県の「官民共同型発電事業の推進～発電事業から得られる経済的メリットを地域に最大限還流～」は、市町村ではなく、県が市町村との協議、土地確保、民間事業者の公募というかたちで再生可能エネルギー事業の推進に中心的役割を果たす、異色の事業である。県下に再生可能エネルギー活用のポテンシャルが豊かにあるにもかかわらず、それを市町村と民間事業者に委ねているだけでは十分にいかされない場合に、県が主導権を取って事業推進するモデルとして極めて興味深い。また、大都市に本拠を置く民間事業者がメガソーラーで事業を行っても、結局、そこで得られる収益が域外流出してしまう問題があり、本事業では地元の地域金融機関、地元企業とパートナーシップを組むことで所得の地域循環を図ろうとしている点も、高く評価できる。最後に、現実にこれまでに本事業により、次々と実績を上げている点も併せて高く評価したい。

愛知県「『環境首都あいち』の担い手の育成」は、持続可能な社会を担う人材育成プログラムとして、研究所を創設し、大学生を対象として、県内企業との協力に基づいて推進している点が興味深い。課題設定に対して、大学生たちのグループワークによる調査活動と解決策の提案とりまとめというスタイルは、参加者の自主性・自発性を尊重し、彼らの良さを引き出すことを意図したものであり、高く評価できる。

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科
教授　増田昇
(担当：環境　都市計画、園芸学)

事前に選定された 10 政策のなかで 7 政策が CO2 の削減に関連する政策であり、そのなかから山梨県の「全国初!太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの策定」と高知県の「官民協働型発電事業の推進～発電事業から得られる経済的メリットを地域に最大限還流～」の 2 政策が優秀政策に選定された。もう一つの優秀政策は、残された多様な 4 課題のなかで人材養成に関連するものであり、愛知県の「「環境首都あいち」の担い手育成」であった。山梨県の政策は平成 24 年の再生エネルギーによる電力の固定価格買取制度の導入以降、太陽光パネルの急速な導入による防災や景観、環境への影響が顕在するなかで、「災害リスクの低減」「景観・自然環境との調和」「市町村・地域住民の理解」など、全国で初めて適正な施設導入のためのガイドラインを示したものであり、時を得た先駆的な事例として高く評価できる。また、同じ発電事業のなかでも、市町村などの地域の経済的メリットが限定的であることや事業化の実現が困難な場合があるといった課題に対し、高知県の政策は県と地元市町村、県内民間企業等の共同出資による事業会社を設立し、経済的メリットを地域に最大限還流させる事業スキームを創出したものであり、これも時を得た政策として高く評価できよう。一方、愛知県の政策は将来、地域の担い手となる大学生がグローバルな視点を持って継続的に環境配慮行動がとれるような「人づくり」のプログラムであり、持続可能なあいちの実現を目指し、少し先を見越した政策として注目される。

タイトル	全国初!太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの策定		
施策・事業名称	クリーンエネルギー等導入事業		
都道府県名	山梨県	**本件問合先**	エネルギー局エネルギー政策課
分野	環境 商工・労働		055-223-1503
事業実施期間	平成 27 年 11 月 1 日 ～		energy-seisaku@pref.yamanashi.lg.jp
内容	【策定の背景】 1 太陽光発電施設の急速な導入 平成 24 年 7 月の固定価格買取制度の開始以降、日照時間の長い中北地域を中心に地上に設置される事業用太陽光の導入が急速に拡大 2 急速な導入による防災、景観、環境への影響が顕在化 山間部、傾斜地等の災害発生リスクの高い地域及び自然公園・富士山北麓世界遺産景観保全地区等への設置により、防災、景観、環境への影響が顕在化 3 今後の事業用太陽光発電施設に求められる適正導入 発電事業者には、次のとおり適正な施設の導入が求められている。 ・災害発生リスクの低減 ・景観・自然環境との調和 ・市町村、地域住民の理解を得た地域に根ざした施設整備・維持管理 【ねらい】 1 県内で太陽光発電事業を実施しようとする事業者に、立地が望ましくないエリア、多くの課題があるエリアを明示し、計画段階から自主的に適正なエリアで整		

	備することを促す。 2 事業者が地域に根ざし安全な事業を継続する観点から、事業進捗に応じた整備、維持管理等の事項を示し、市町村や地域に受け入れられる長期安定的な発電事業の実施を促す。 3 県、市町村が、ガイドラインによる統一した考え方で事業者を指導し、県内全域での適正導入を促す。 【ガイドラインで定める事項】 1 計画段階 (1)立地を避けるべきエリア 自然公園の特別地域及び普通地域、砂防指定地等の災害危険区域など (2)立地に慎重な検討が必要なエリア 災害のリスクが高いエリア、市町村景観計画の景観形成拠点など (3)適正な導入のために遵守すべき事項 防災面、景観面、環境面、設備面において具体的に講ずべき事項等を明示 (4)市町村・住民との合意形成 市町村への事前確認・相談や住民との合意形成など (5)必要となる法令手続 電気事業法、土地利用関係法令等の確認 2 設置後 (1)維持管理 保安規程に基づく点検、定期的な除草の実施など事業地の適正管理など (2)撤去・廃棄 廃棄物処理法及び建設リサイクル法等に基づく処理の確実な実施
関連 ホームページ	http://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/guideline.html

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">官民協働型発電事業の推進～発電事業から得られる経済的メリットを地域に最大限還流～</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">こうち型地域還流再エネ事業スキームの創出</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>高知県</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>高知県林業振興・環境部新エネルギー推進課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分野</td><td rowspan="2">環境
地域振興・まちづくり</td><td>088-821-4538</td></tr>
<tr><td>030901@ken.pref.kochi.lg.jp</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="3">1 事業概要
平成 24 年 7 月から導入された、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度によって、新エネルギーによる発電事業が全国的に注目され、大規模太陽光発電を中心に導入が活発化してきた。
しかし、企業誘致型での導入は、市町村など地域のメリットが限定的(固定資産税、土地賃借料など)である場合が多いことや、地域や市町村には発電事業の経験がなく事業化の実現が難しい場合があるといった課題がある。
そのため、県と地元市町村、県内民間企業等の共同出資による発電事業会社を 6 社設立し、地域資源を活用した発電事業から得られる経済的メリットを、地域に最大限還流させる「こうち型地域還流再エネ事業スキーム」を創出した。
このスキームによる発電事業を県内全域で展開し、地域経済の活性化や関連産業の育成につなげていく。

【発電所及び出力規模】
(1) こうち安芸メガソーラー発電所 約 4.5 メガワット
(2) こうち名高山ソーラーファーム発電所 約 1.2 メガワット</td></tr>
</table>

(3)こうち・さかわメガソーラー発電所 約1.3メガワット
(4)こうち・くろしお太陽光発電所 約0.5メガワット
(5)こうち・ひだかメガソーラー発電所 約1.4メガワット
(6)こうち・しみず足摺岬太陽光発電所 約0.3メガワット
(7)こうち・しみず太田太陽光発電所 約0.9メガワット

2 事業スキーム
(1)県が地元市町村と調整し、市町村の遊休地を事業候補地として選定
(2)県と地元市町村が、事業実施に関する協定(基本協定)を締結
(3)基本協定に基づき、県がパートナー事業者を公募型プロポーザルにより選定

【プロポーザル参加資格】
〇次のいずれかに該当する者
・県内に主たる営業所(本社又は本店等)を置く事業者(=県内事業者)
・県内事業者によるグループ
・県内事業者と県外事業者(県内に事業所等を置く者で、県内の常勤雇用の従業員が10名以上のもの)によるグループ
(4)県、地元市町村、パートナー事業者が協定(3者協定)を締結し、共同出資により発電事業会社を設立

【出資金の考え方】
・想定事業費の20%を出資金で確保し、3者が原則1/3ずつ負担する
・県と地元市町村の合計出資割合が1/2以上を確保する
・パートナー事業者は1/3以上1/2未満の範囲で出資額の調整を認める

3 期待される効果
・再生可能エネルギーの導入促進
・市町村の遊休地活用と発電事業への参画による配当収入等による新たな公共サービス(地域の産業振興や雇用に結びつく施策)の展開
・県内民間企業の資金面や施工面での事業参画機会の拡大とノウハウの蓄積
・県内金融機関等との連携による地域資金活用と収益の配当等による地域内での

	資金の還流 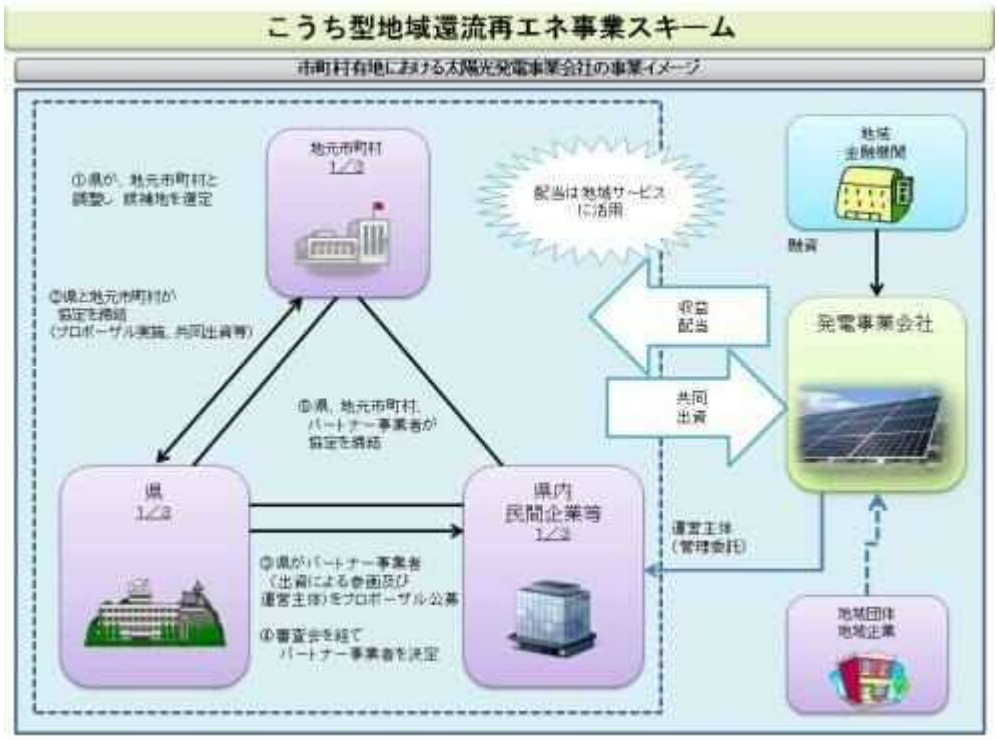 事業スキーム図
関連ホームページ	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/kochigata.html

タイトル	「環境首都あいち」の担い手の育成		
施策・事業名称	「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」による大学生の環境リーダー養成		
都道府県名	愛知県	**本件問合先**	愛知県環境部環境政策課企画・広報グループ
分野	環境		052-954-6210
事業実施期間	平成 27 年 8 月 21 日 ～		kankyo@pref.aichi.lg.jp
施策のポイント	愛知県では、平成 26 年 11 月に開催された「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」の成果である「あいち・なごや宣言」を踏まえ、「環境首都あいち」の実現に向けて、持続可能なあいちの担い手を育成する「人づくり」を推進しています。 そこで、未来の地域の担い手となる大学生が、グローバルな視点を持って、継続的にエコアクション(環境配慮行動)を実施することができるよう、大学生向けの「人づくり」プログラムとして「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」を平成 27 年 8 月に立ち上げました。 本研究所では大学生が研究員となって、企業から提示された環境面での取組に関する課題に対して、現場で調査・研究するとともに、企業の担当者の方とのディスカッションを実施します。そして、解決策を企業側に提案し、研究成果を広く PR するものです。		

内容	平成 27 年度は、先進的な環境に関する取組を実施する以下の企業 5 社に協力をいただき事業を実施しました。 【製造業】アイシン精機株式会社、ソニーイーエムシーエス株式会社 【エネルギー業】東邦ガス株式会社 【金融業】株式会社三井住友銀行 【小売業】ユニーグループ・ホールディングス株式会社 県内の大学生を公募し、13 大学から 20 名の大学生が研究員となり、4 名 1 チームで各企業の環境面での取組に関する課題に対する解決策を検討しました。各企業から示された課題と解決策は以下のとおり。 ◆企業名◆ アイシン精機株式会社 〈検討課題〉 アイシングループは NPO と協働で県内の小学校高学年を対象に「アイシン環境学習プログラム」を年間通じて実施。このプログラムをさらに効果的なものとするため、児童への学習効果を検証する評価方法の基盤づくりを実施するとともに、同プログラムを受講した児童がその後もエコライフを継続的に実践できる方策を検討。 〈研究員が提案した解決策の概要〉 プログラムの効果をより正確に把握するため、記述の苦手な児童でも本音を答えられるよう、教員による児童への個別ヒアリングの実施を提案。 児童が継続的にエコ活動を実践するためには、教員の環境意識の向上が必要であると分析し、教員の環境に関する知識と環境意識の醸成を図る教員研修を提案。 ◆企業名◆ ソニーイーエムシーエス株式会社 〈検討課題〉 エレクトロニクス商品の設計、製造、カスタマーサービス等を行う同社が実施する「ソニーの森」における様々な環境活動。これらの環境活動を広く PR する手法を検討し、環境配慮企業としての消費者の認知を促すための方策を検討。

〈研究員が提案した解決策の概要〉
新入社員を森の案内人として育成するプロジェクトや、学生が地域の人を巻き込んで実施する生き物マップづくりや、幸田町役場と連携した植樹活動等により、「ソニーの森」の環境活動を社員、学生、地域が連携して取り組むことを提案。

◆企業名◆
東邦ガス株式会社
〈検討課題〉
同社は、環境調和型社会の実現に向けて天然ガスを普及拡大するとともに、ガスエネルギー館、ビオトープでの環境学習、エコ・クッキング等の環境活動を実施。総合エネルギー企業として実施していく環境活動の新たな方向性や具体策について検討。
〈研究員が提案した解決策の概要〉
同社の環境活動に参加したことのある人による「エコティなクラブ」と、大学生達による「エコティなサークル」という2つの団体を組織し、これらの団体が東邦ガスの環境活動に関する企画・運営・広報に積極的に参加することにより、東邦ガスの環境活動を県民に広く紹介し、多くの参加を促す企画を提案。

◆企業名◆
株式会社三井住友銀行
〈検討課題〉
同行は独自の環境配慮評価基準に基づいて、顧客の環境配慮状況を評価し、この結果に応じた条件設定により融資を行う「SMBC環境配慮評価融資」等の環境ビジネスを展開。顧客の環境経営を後押しする新たな金融サービスについて検討。
〈研究員が提案した解決策の概要〉
地域資源を活用した環境配慮型モノづくりを行っている県内の中小企業を対象に、製品のデザインやPR用動画を学生の斬新な発想で製作するサービスを提供する融資特典「あいちエコもの+(プラス)」を提案。

◆企業名◆

ユニーグループ・ホールディングス株式会社

〈検討課題〉

同社が独自に展開している環境配慮型プライベートブランド「eco!on」について、フィールドワークやマーケティング等を実施することで、新商品の開発やPR方法について検討。

〈研究員が提案した解決策の概要〉

店頭でのインタビュー調査などにより、消費者と従業員の「eco!on」の認知度が低いという課題を明らかにした上で、従業員による商品のキャッチコピーコンペ、学生による商品のパッケージデザインコンペ、商品PR動画の作成を提案。

研究所の全プログラム終了後も、研究員を中心とした大学生と企業が協働し、以下の表のとおり新たな環境活動を展開しています。

【アイシン精機株式会社】

教育委員会、小学校と協働して、アイシン環境学習プログラムの効果を高めるため、児童ヒアリングや環境に関する教員研修の実現に向けて検討を開始

【ソニーイーエムシーエス株式会社】

サスティナ研、県内大学と協働し「ソニーの森」の生きものマップづくりや森の整備を実施

【東邦ガス株式会社】

総合エネルギー事業者としての環境活動を、大学と連携して、主体的に企画・広報する大学生サークルの設立に向けて検討

【株式会社三井住友銀行】

大学の研究室等と連携し、課題解決型授業の手法を通じて顧客の環境配慮型モノづくりを応援する企画を検討

【ユニーグループ・ホールディングス株式会社】
環境配慮型プライベートブランド「eco!on」を店頭で PR する動画を、サスティナ研と県内大学との協働により企画・制作

平成 28 年度はこの研究所をより充実させるとともに、研究所を核として、企業・大学・NPO・自治体等の多様な主体が連携し、地域全体で取組を推進します。

かがやけ☆あいちサスティナ研究所

研究所開所式

企業担当者とのディスカッション

現場での調査

優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント
〔健康福祉分野〕

神戸学院大学現代社会学部
教授　金子勇
（担当：保健福祉・少子高齢化　福祉、少子高齢化）

「『埼玉県方式』による糖尿病重症化予防」は、県民の命を守るために予算を使った典型的政策と評価される。それは科学的な視点を持ち、具体的な成果を目指すものであった。医師会と県民の協力を得て、国民病ともいえる糖尿病の予防と改善に立ち向かったこの方式は、県医師会、糖尿病対策推進会議、県庁という三者連携と市町村広域展開を軸としていた。この方法と内容は他の都道府県でも汎用性に富み、「健康福祉」における先進的な優秀政策の名に恥じない。

第 2 位となった青森県の「だし活」は、男女ともに平均寿命が 47 都道府県で最下位という現状を脱却する手段として、減塩に加えて青森県産の「だし」を活用する健康文化的試みである。農林水産部の所管であるが、当然に地方創生にも関連が深く、地元の地産地消を具体化しており、これらもまた県民の命を守るための政策と評価される。また、農林水産担当と商工労働担当、さらに地域振興担当が「だし活」で一体化するので、目的達成の組織づくりの面でも汎用性が高い。

第 3 位の千葉県「対象横断的な福祉の総合相談」は利用者本位を掲げ、県民利用者に児童、高齢者、障害者、働く男女、専業主婦などの広がりをもち、文字通り横断的に想定されており、24 時間・365 日体制での相談が実行された。この方式も 47 都道府県での汎用性に富んでいる。

これらはいずれもオリジナルな特徴を持ちつつ、他県での応用可能性にも優れており、地方からの政策立案力の着実な向上が読み取れる先進政策であった。

奈良県立大学
理事　木村陽子
（担当：保健福祉・少子高齢化　福祉、少子高齢化）

埼玉県方式は、2014 年から開始された糖尿病の重症化を予防し人工透析への移行を防ぐ事業であり、すでに受診率、保健指導等で良い結果を得ている。

糖尿病重症化を防ぐ対策として、糖尿病患者について、保健師等による生活指導、保健指導がよく知られているが、埼玉県方式は、次のような他にはない特徴がある。第一に、どのようにリスクの高いグループを把握するか、そこにいかにアクセスするかは大きな課題だが、まず、健康診断の結果だけではなく、レセプトデータから、重症リスクの高い人を抽出したこと、第二に、市町村に対し、埼玉県医師会・埼玉県糖尿病対策推進会議・埼玉県が「対象者の選定基準や受診勧奨、保健指導の方法等をまとめた「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成したことがある。

これに対する評価は、2016 年 3 月、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省が埼玉県の「三者連携」方式を踏まえた重症化予防にかかる連携協定を締結し、重症化予防プログラムを策定したことに表れている。この事業は、平成 30 年の国民健康保険の広域化を見据え県の役割の一例を示すものであり、地方自治体の先進事例が国全体を動かす好事例の一つである。

医療法人アスムス
理事長　太田秀樹
（担当：保健福祉・少子高齢化　地域医療）

人口構造の変化は、疾病構造を変え、さらに疾病概念をも変えつつある。たとえば、感染症の原因は病原体であり、病原体に対して化学療法を行うことで根治させることができる。ところが糖尿病に象徴されるようないわゆる生活習慣病は、原因から治療することが難しく、脂質代謝異常症、高血圧症、高尿酸血症も同様である。さらに厄介なのは、生活習慣病は重度化するまで症状の発現が少なく、一方で合併症を発症したときには、すでに根治的な治療は困難な状況となっている。したがって、生活習慣病、とりわけ糖尿病重度化の予防は、県民のＱＯＬ向上に資するだけでなく、医療費の抑制という点でも重要課題といえる。

しかしながら、国民健康保険の保険者である市町村行政において疾病予防、健康増進という視点はあっても、積極的に地区医師会と協働し、有機的な連携を構築しながら取り組もうとすると、個人情報の保護など、患者情報を共有するにもハードルも高い。このような状況のなかで、埼玉県では、県内 63 市町村のうち 40 市町の国保連合会と共同し、さらには保険者協議会を通じて、健康保険組合など国民健康保険以外の保険者の協力も得ながら、埼玉県医師会・埼玉県・日本糖尿病学会の 3 者によって埼玉糖尿病対策推進会議を組織して、本事業を展開した。目的を共有した団体の横断的な組織化が本事業の成功の鍵となったのである。さらに特筆すべき点は、埼玉県方式のスキームを日本医師会、厚生労働省、日本糖尿病学会につなぎ、日本糖尿病対策推進会議を開催するに至り、全国展開が図られたことであろう。

タイトル	「埼玉県方式」による糖尿病重症化予防		
施策・事業名称	糖尿病重症化予防対策事業		
都道府県名	埼玉県	**本件問合先**	保健医療部 保健医療政策課
分野	健康福祉		048-830-2407
事業実施期間	平成 26 年 4 月 1 日 ～		a3510-16@pref.saitama.lg.jp
施策のポイント	糖尿病は自覚症状が出にくく、本人が気づかないうちに進行する。重症化すると腎不全につながったり、脳卒中や心筋梗塞の引き金になる。 腎不全の発症により人工透析へ移行すると、週 3 回程度の通院が必要になり、日常生活が大きく制限される。 一方、医療費の面では、人工透析導入前のインスリン治療の段階であれば年間約 50 万円であるが、人工透析導入後は年間約 500 万円と 10 倍になってしまう。 さらに人工透析は大量の水を必要とするため、災害発生時には治療に困難が生じる。 そこで、県民の QOL(生活の質)の維持と医療費適正化を目的に、糖尿病の重症化を予防して人工透析への移行防止する施策を実施した。 〈施策のポイント〉 (1)三者連携 埼玉県医師会・埼玉糖尿病対策推進会議・埼玉県で「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成し、対策の枠組みを定めた。 (2)市町村広域展開 40 市町が埼玉県国民健康保険団体連合会と共同で、糖尿病重症化予防対策に 取り組んでいる。		

内容	1.現状と課題 平成25年の埼玉県内の糖尿病患者数は、31万8千人で、12年前(平成13年)の2.1倍となっている。このうち、10万6千人は医療機関に通院していない。 平成25年の埼玉県内の人工透析患者数は、16,753人で、12年前(平成13年)の1.7倍となっている。このうち、6,742人は糖尿病の重症化が原因である。 人工透析に移行すると、日常生活が大きく制限され、医療費も高騰する。 2.取組の内容 (1)市町村を支援する仕組みの構築 市町村は、従来あまり医師会と連携した取組を行っておらず、「ノウハウ」が不足していた。また、新たな事業を行うための「人材(専門職)」と「財源」が不足していた。 <1>埼玉県医師会・埼玉糖尿病対策推進会議・埼玉県が対象者の選定基準や受診勧奨、保健指導の方法等を定めた「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成した。 (ノウハウの支援) < 2>市町村と埼玉県国民健康保険団体連合会との共同事業とし、同連合会が契約主体となって民間事業者に委託し事業を実施した。(人材の支援) < 3>市町村が、事業を実施する上で必要となる経費について、県が国民健康保険財政調整交付金により支援した。(財源の支援) (2)具体的な取組内容(平成26～27年度) 市町村が国民健康保険の被保険者を対象に次の取組を実施した。 <1>健康診断の結果やレセプトデータから、重症化リスクの高い方をピンポイントで抽出 <2>医療機関に通院していない方には、通知や専門職による電話で重症化するリスク を伝え受診を勧奨 (実施件数5,622件) < 3>通院している方には、かかりつけ医の指示の下、専門職が 6 か月間マンツーマンで保健指導を実施し、食事や運動など生活習慣を改善 (実施者数1,195人)

3.取組の効果(平成 26～27 年度)

〈 受診勧奨〉

効果を勧奨実施前後の 5 か月間に、新たに医療機関を受診した人数で測定した。

受診勧奨 2.5 か月前の未受診者は 4,896 人、うち受診勧奨までの新規受診者は 491 人(10.0%)であった。

受診勧奨時点の未受診者は 4,405 人、うち受診勧奨後 2.5 か月間の新規受診者は 807 人(18.3%)で、勧奨前の約 1.8 倍となった。

〈保健指導〉

効果を保健指導の前後で、HbA1c(ヘモグロビン・エーワンシー)の値を取得できた 279 人の値の変化で測定した。

279 人のうち 205 人(73.5%)が指導後の値が改善、維持した。279 人の平均値は、指導前 7.1%から指導後 6.8%へと 0.3 ポイント改善し、「合併症予防のための目標値 7.0%未満」(日本糖尿病学会)を達成した。

一方、保健指導の対象者として選定されたが参加しなかった方のうち、比較のため条件を揃えて抽出した 272 人では、112 人(41.2%)が改善・維持したものの、平均値は 7.0%から 7.1%へ悪化した。

4.今後の展開

〈全県展開〉

平成 28 年度は県内 63 市町村のうち 40 市町で国保連合会との共同事業を実施している。

今後、他の 23 市町村を含め全 63 市町村での重症化予防対策の取組拡大を目指す。さらに保険者協議会を通じて、健保組合など国民健康保険以外の保険者にも糖尿重症化予防対策の普及を図る。

〈全国展開〉

日本健康会議(平成 27 年 7 月 10 日設立)では、「重症化予防に取り組む市町村を 800 以上とする」との宣言を行った。また同会議のホームページで、埼玉県の「市町村広域展開」の取組を好事例として紹介している。

平成 28 年 3 月 24 日には、日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省が、埼玉県の「三者連携」方式を踏まえた重症化予防に係る連携協定を締結し、平成 28 年 4 月 20 日に重症化予防プログラムを策定した。

埼玉県は、日本健康会議重症化予防グループの構成員となっており、本県の経験を生かして宣言の実現に貢献していく。

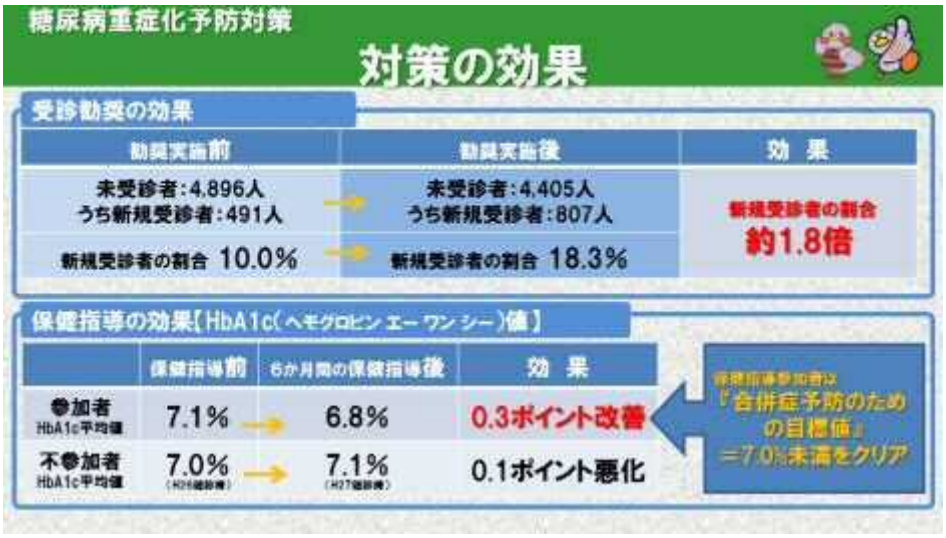

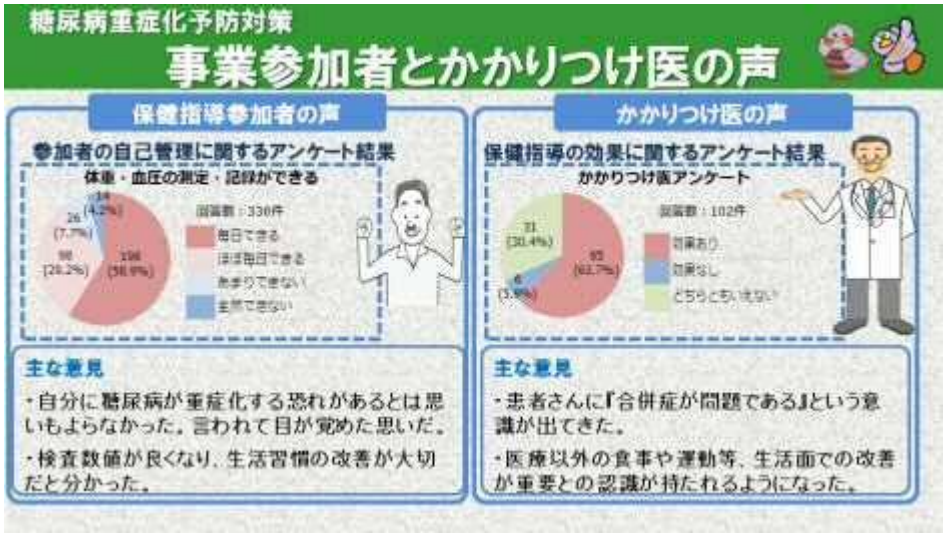

関連 ホームページ	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/tounyoubyoutaisaku.html

タイトル	県産だし等を活用し、おいしく減塩推進!地産地消で食生活改善に取り組む生活習慣病予防対策		
施策・事業名称	だし活!健活!減塩推進事業		
都道府県名	青森県	**本件問合先**	農林水産部総合販売戦略課地産地消グループ
分野	健康福祉 農林水産 教育・文化		017-734-9572 hanbai@pref.aomori.lg.jp
内容	青森県は、平均寿命が男女とも全国で最も短く、生活習慣病の一因となる塩分摂取量が多い食習慣も要因の一つと考えられており、県民の健康寿命の延伸には、減塩が必要とされている。 一方、青森県は、豊富な農林水産資源に恵まれているが、市場に出すことのできない未利用資源の有効活用が課題となっていた。 そのため、だしの減塩効果に着目し、県産未利用資源等を活用して簡単に使えるだし商品「できるだし」を開発し、忙しい日でもだしを使える環境を作るとともに、販売支援を行うことでだしの普及に取り組んできた。(味感を育む「だし活」事業) このだしを活用して減塩を推進する「だし活」を、家庭や地域に定着させることを目的に「だし活!健活!減塩推進事業」を展開している。 1 だし活伝道師の育成 各地域での「だし活」普及活動を促進するため、栄養士や食生活改善推進員等の地域で食生活の改善に向けた活動を行っている団体や、地元スーパー等を対象とした「だし活伝道師育成研修会」を開催。参加者が「だし活」を学ぶとともに、グループワークにより参加者同士が交流し、連携した「だし活」の取組を促す。		

2 だし活・健活推進のための PR 活動
店頭での「PR セレモニー」による普及活動を展開。また、スーパー・量販店等を対象とした「だし活」及び「健活」の PR 手法を学ぶ研修会を開催し、店頭から買物客への訴求につなげる。

量販店と連携し、「だし活」と運動等を組み合わせた健康プログラムを提供。
これらの取組を通じ、民間の自主的な「だし活」普及活動を促し、県民の健康的な食生活の実現に向けて、息の長い取組につなげる。

また、健康福祉部等と連携しながら、官民一体となって「だし活」や「できるだし」商品の普及・定着の取組を展開し、「だし」を活用する食文化を県民に広め、減塩による健康寿命の延伸を図る。

なお、「だし活」の取組は、平成 27 年 11 月、フード・アクション・ニッポン アワード 2015 の「販売活動部門優秀賞」と、第 4 回健康寿命をのばそう!アワードの生活習慣病予防分野で、「厚生労働省健康局長優良賞」を受賞し、農林業分野と健康分野の 2 つから評価を得ている。

三村申吾青森県知事も店頭に立ち、「だし活」減塩推進ＰＲを実施

関連ホームページ	http://www.umai-aomori.jp/dashi-katsu/dashi-katsu.phtml

タイトル	対象者横断的な福祉の総合相談		
施策・事業名称	中核地域生活支援センターの設置		
都道府県名	千葉県	**本件問合先**	健康福祉部健康福祉指導課地域福祉推進班
分野	健康福祉		043-223-2615
			kensi@mz.pref.chiba.lg.jp
内容	「福祉の現場では、様々な相談が渾然一体となって入ってくる。事業者の都合で業務を行うのではなく、利用者本位にすべきで、そのためには 24 時間 365 日体制で対応すべきである。特に夜間は緊急性が高いケースがあり、利用者がたらい回しにされないことが重要である。また、制度の隙間でどこにも相手にされない相談もある。」という県民からの意見をもとに事業化されたのが中核地域生活支援センターです。 中核地域生活支援センターは、地域総合コーディネート、福祉の総合相談、権利擁護の 3 つの事業を柱としています。 地域総合コーディネート事業では、相談者の話を丁寧に聞くことで問題の本質を整理すると共に、地域の福祉資源を把握し、連携することにより、最も適切な解決機関へ相談者を繋いでいきます。また、適切な繋ぎ先がない場合は、新たな資源の開発に向けた取り組みも行うこととしています。 福祉の総合相談では、児童・高齢者・障害者といった対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に 24 時間・365 日体制で応じると共に、必要に応じて家庭訪問等を行うことにより、サービスの提供にかかる援助・調整を行います。 権利擁護事業では、相談者の権利侵害の積極的な把握に努め、関係機関との連携のもと、権利侵害の解消、本人や家族のケアと尊厳の回復、再発防止策等を講じます。		

	平成 16 年 10 月から事業を開始し、現在、各健康福祉センター(保健所)圏域ごとに、13 箇所設置しており、地域のワンストップ相談窓口として重要な役割を果たしています。 平成 27 年度から生活困窮者自立相談支援事業が施行され、福祉事務所設置自治体に相談窓口が設置されることから、千葉県では、中核地域生活支援センターとこうした相談窓口とが連携して、各市の相談体制が充実することを期待しているところです。
関連 ホームページ	http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/chuukaku/index.html

優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント
〔農林水産分野〕

明治大学農学部食料環境政策学科
教授　小田切徳美
（担当：農林水産　農業経済）

今年度の農林水産分野の優秀政策では、共通して「合わせ技」の妙を見ることができる。

京都府の移住促進事業では、空き家と農地を合わせたユニークな新規参入促進策である。また、山形県の森林（モリ）ノミクス推進事業は、森林を生産＋エネルギー供給＋教育の総合的な場と位置づけている。そして、熊本県のフードバレーアグリビジネス推進事業は、諸産業を合わせた 6 次産業化をワンストップで支援しようとするものである。

しかし、それぞれの組み合わせ自体は、従来の地方自治体や国の政策でも見られたが、それらをさらに一歩踏み込んでいる点に特徴がある。京都府事業では条例を制定し、移住者等への税の軽減を実現している点に注目される。また山形県事業では、総合的な森林利用に対する、人材を、同時に育成（大学校林業経営学科）しようとしている点に新しさがある。熊本県事業では、6 次産業の技術支援だけでなく事業拡大へのコンサルテーションにまで踏み込んでおり、先駆的なものといえよう。

このように、異質なものを組み合わせるという「革新性」、そしてその試みをさらに前進させようとする「継続的な思い」が、今年度の共通する特徴だろう。農林水産業に対する支援政策は、ともすれば縦割り的になりやすいが、そうではない挑戦がとりわけ重要であること示しているように思われる。

富士大学
学長　岡田秀二
（担当：農林水産　森林政策、地域開発）

今年度の農林水産分野において、優秀政策に選ばれたのは、山形県の「やまがた森林（モリ）ノミクスの推進」と熊本県の『「フードバレーアグリビジネスセンター」の整備によるくまもと県南フードバレー構想のさらなる加速化』、そして京都府の「空き家と農地をセットにした移住促進の仕組みづくり（京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例の制定）」である。最終的には京都府の政策が 1 位を獲得した。今日的農政課題との関連でいうと、山形県と熊本県の政策は、成長産業化に位置づくが、京都府の政策は、成長産業化の前に、農業・農村の病状は一層厳しいものになっているので、まずはそこへの処置・処方に重点を置いたもの、ということができる。

しかし、優秀政策 3 者に共通する部分もある。それは、これからの政策には、市場や需要者の要求を踏まえた対応が不可欠であるということだ。また、今年度の優秀政策には、いずれにも地方創生政策の基軸論理が踏まえられている。

さて、1 位に選ばれた京都府の政策の特徴は次の点にある。いわば改善のない空き家対策と耕作放棄地対策には、移住者の促進が不可欠であることから、これまでの「空き家バンク制度」から大きく飛躍し、適切管理に責任を持つことを義務づけ、改善のない場合には勧告や最大 50 万円の過料がある厳しいものになっている。一方で移住者等には、①不動産取得税の二分の一軽減、②最大 180 万円までの修理等の助成、③借入金金利負担の軽減措置を与えていることだ。

政策は大きな曲がり角を曲がったと評価できるものになっている。

タイトル	空家と農地をセットにした移住促進のしくみづくり(京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例の制定)		
施策・事業名称	京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例(移住促進条例) 京都移住促進事業		
都道府県名	京都府	**本件問合先**	農林水産部農村振興課 地域活性化担当
分野	農林水産		075-414-4906
			noson@pref.kyoto.lg.jp
内容	■目的 人口の減少に伴い、増加する空家及び耕作放棄地、特に適切な管理が行われていない空家の存在が、周辺の居住・営農環境に深刻な影響を及ぼし、地域の活力を低下させていることから、移住の促進のための空家及び耕作放棄地等の活用並びに居住環境の保全に関し、府等の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、移住に係る経済的負担の軽減、空家の適切な管理等に関し必要な事項を定め、もって地域の活性化に寄与する。 ■主な内容 1 移住促進特別区域内の空家所有者の義務 ※ 移住促進特別区域:市町村長の申出に基づき知事が指定する、空家・農地の活用による移住の促進を図るため特別な対策を講じる区域		

(1) 移住促進の施策への協力義務
特別区域内の空家所有者に対し、府、市町村等が行う空家の活用による移住の促進に関する取組に協力する努力義務を規定。
知事は、特別区域の活性化に寄与する空家がある場合、市町村長の要請を受けて、当該空家の所有者等に対し、空家の活用による移住の促進に関する指導又は助言を行うことができる旨を規定。
→【指導】市町村空家バンクへの登録など 【助言】活用事例・相談窓口の紹介、支援施策の情報提供など
(2) 空家を適切に管理する義務
特別区域内の空家所有者に対し、移住促進の取組を阻害することがないよう、空家を適切に管理する義務を規定。
知事は、雑草の繁茂等により著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他地域住民の居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家所有者に対し、雑草の除去その他の地域住民の居住環境の保全を図るために必要な措置を講じるよう、指導・助言、勧告、命令、過料(5 万円以下)の措置を行うことを規定。
(いずれも市町村長の要請に基づき実施。勧告に当たっては、公正性を確保するため、あらかじめ審査会の意見を聴取。)
→【指導・助言】地域住民の居住環境の保全を図るために必要な措置を講じる旨
(例)雑草の繁茂 → 雑草の除去
2 府が実施する施策
空家・農地の活用による移住の促進を図るための支援措置(※「税の軽減+補助金の交付+金利負担の軽減」のパッケージ支援)を実施。
(1) 不動産取得税の軽減 移住者が空家に移住をする場合、空家及び農地の取得に係る不動産取得税の税率を通常の 2 分の 1 に軽減
(2) 補助金の交付 空家改修の支援及び移住応援金の交付
(3) 金利負担の軽減 空家、敷地及び農地の取得や空家の改修に必要な資金の調達に要する金利負担を軽減
■特徴(全国初)
○ 都道府県で、移住促進及び空家・耕作放棄地に関する条例を制定するとともに、

	空家所有者の義務を条例に明記 ○ 移住者（個人）のみならず、事業者の空家及び農地の一体的な活用に係る税の軽減を条例に明記（移住者と同様に「税の軽減・補助金の交付・金利負担軽減」のパッケージ支援を実施） ※ 空家・農地一体活用のイメージ：滞在施設付きの市民農園（クラインガルテン）、体験農園付き農家レストラン 等

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">やまがた森林(モリ)ノミクスの推進</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">地域の豊かな森林資源を「森のエネルギー」「森の恵み」として活かし、産業の振興や地域の活性化につなげていく取組み</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>山形県</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>農林水産部 林業振興課 森林ノミクス推進担当</td></tr>
<tr><td>分野</td><td rowspan="2">農林水産</td><td>023-630-3367</td></tr>
<tr><td></td><td>yringyo@pref.yamagata.jp</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="3">【背景・目的】
「やまがた森林(モリ)ノミクス」は、平成 25 年 11 月、知事と県内全市町村長が参画して「やまがた里山サミット」を設立し、地域の豊かな森林資源を「森のエネルギー」「森の恵み」として活かし、林業振興と地域活性化につなげていく「やまがた森林(モリ)ノミクス宣言」を行いスタートした取組みである。
やまがた森林(モリ)ノミクスは、本県が全国で初めて提唱したものであり、先人から受け継いだ豊かな森林資源を余すことなく活用することで、林業の振興を図り、関連産業や雇用創出への経済効果を生み出して、地域全体の活性化につなげていく『緑の循環システム』を構築することを目的としている。
平成 27 年 10 月に策定した「やまがた創生総合戦略」においても、「やまがた森林(モリ)ノミクスの推進」を本県の特性を最大限に活かしてやまがた創生をけん引する「挑みの八策」の一つに位置付け、重点施策として展開していくこととしている。</td></tr>
</table>

【平成 28 年度の取組み概要】

森林(モリ)ノミクスを巡る動きとしては、県内初の大型集成材工場が平成 28 年秋に操業を開始するほか、各地域で木質バイオマス発電施設の整備が進んでおり、このような木材需要の拡大に対応するため、県産木材の生産量を平成 26 年の 32 万㎥から平成 31 年には 57 万㎥まで増大する目標を掲げて施策を展開している。

森林(モリ)ノミクスを推進するためには、木を植え、育て、収穫する「川上」、製材工場などで加工する「川中」、公共建築物や住宅・一般建築物、または木質バイオマスによる熱や発電利用などで利用する「川下」までの取組みを一層推進するとともに、森林(モリ)ノミクスを支える人材育成や森林(モリ)ノミクスに関する情報を県内外に発信する取組みも併せて実施していくこととしている。

◎ 森林(モリ)ノミクスを進めるための具体的な取組み

1 林業の生産基盤づくりの推進

増大する木材需要に対応するため、路網整備と高性能林業機械の導入を支援し、森林境界の明確化を進めながら計画的な間伐や主伐・再造林を推進している。

特に、市町村が新たに林道を開設する場合、平成 28 年度から県の補助率を 7%から 15%に引き上げて、市町村の財政負担を軽減することで、路網整備の加速化を図っている。

また、県産木材の需要増加に伴い主伐の増加が見込まれることから、主伐後の再造林を推進するため、やまがた緑環境税を活用して県の嵩上げ補助率を 10%から 12%に引き上げ、国庫補助事業を活用した場合、補助率は 80%となる。

2 県産木材の安定供給の推進

県産木材の需給情報を一元化し需給調整を図る組織として、平成 28 年 4 月、県森林組合連合会、県木材産業協同組合など県内の林業関係団体が参画して「山形県原木流通協議会」が設立された。

県では協議会の運営を支援するとともに、協議会と連携を図りながら県産木材の需要拡大に対応した流通体制の構築を図っていくこととしている。

3 大型集成材工場の稼働

現在、新庄市内に大型集成材工場の整備が進められ、平成 28 年秋から試験稼働が始まり、来年度から本格的な集成材の生産が開始される。年間 12 万㎥の原木が消

費され、約 60 名の雇用が計画されている。

4 木質バイオマスの利活用の推進

鶴岡市の木質バイオマス発電施設が平成 28 年 2 月から本格稼働を始めており、この施設では年間 3 万 8 千トンの木質燃料が利用され計画となっている。他にも県内各地で木質バイオマス発電施設の計画が進められており、木材の需要が確実に増加することが見込まれている。

また、鶴岡市の木質バイオマス発電施設に導入した「木質チップ圧縮脱水装置」は、企業と大学教授が連携し世界で初めて開発した木質チップの燃料効率を高める設備で、林業と工業が連携した「林工連携」による取組みとなっている。

5 県産木材の利用拡大

県産木材の新たな用途として、スギの圧密加工による家具への利用や、高層建築物の木造化を可能とする耐火構造部材の開発などのイノベーションが県内企業から始まっている。今後は、このような「林工連携」の取組みを一層推進していく必要がある。

※ 耐火構造部材を活用して建築された南陽市文化会館では、世界最大の木造コンサートホールとしてギネス認定を受けた。

6 山菜・きのこ等の産地化に向けた取組み

平成 27 年 5 月、本県で全国山菜サミットを開催し、県内外に山菜の魅力を発信した。これを契機として、平成 28 年度からは、新規に「やまがた山菜・きのこ日本一産地化プロジェクト」をスタートして、プロジェクト会議を立ち上げブランド化戦略を策定するとともに、それに基づき生産拡大から流通・販売促進を図っていくこととしている。

7 県立農業(林)大学校への林業経営学科の設置と支援体制

森林(モリ)ノミクスを支える担い手となる人材を育成するため、平成 28 年 4 月から、従来の県立農業大学校を農林大学校と名称を変更して、新たに林業経営学科を設置した。林業を学ぶことができる専修学校としては全国 7 番目で、初年度は 15 名が入校した。

また、林業経営学科の運営を支援するため、林業・木材関係機関・団体、林業事業体、木材加工業者、教育機関、行政機関等で構成するコンソーシアム体制を新たに整備することとしている。

8 林業・木材産業を支える人材の育成

平成 28 年度から、林業木材産業振興の中核的な役割を担う若手も林業者を「青年林業士」として認定する制度をスタートさせる。「青年林業士」には、県立農林大学校の林業経営学科学生のサポートも担ってもらうこととしている。

また、林業事業体等の現場技術者を育成する制度で、現場作業を管理し生産性を向上させる「フォレストリーダー」を増やすために、新たに平成 28 年度からフォレストリーダーの養成研修会を本県でも開催(全国で 12 か所)することとしている。

9 全国森林(モリ)ノミクスサミットの開催

森林(モリ)ノミクスの取組みを全国に発信するため、平成 27 年 11 月、山形市内で「第 1 回全国森林(モリ)ノミクスサミット in 山形」を開催した。平成 28 年度も本県を会場に「第 2 回全国森林(モリ)ノミクスサミット」を開催する予定である。

10 有志 18 道県による施策提案活動の実施

平成 28 年 3 月、森林・林業関連産業の成長を目指して、森林(モリ)ノミクスで地方創生につなげていこうと本県が呼びかけ、農林水産大臣をはじめ、関係省庁を訪問し、「日本の森を再生させる有志 18 道県から政策提言」とする提案活動を行った。

11 森林(モリ)ノミクスに関する条例制定の検討

森林(モリ)ノミクスの推進について、幅広い分野の方々から御意見を伺う「やまがた森林(モリ)ノミクス推進懇話会」を平成 28 年 3 月に立ち上げ、平成 28 年度中の条例制定に向けて検討を進めていくこととしている。

12 東北森林管理局との森林(モリ)ノミクスの推進に関する連携

やまがた森林(モリ)ノミクスを推進するためには、本県の森林面積の約半分を所有する国有林との連携が不可欠なことから、平成 28 年 4 月、知事と東北森林管理局長による「やまがた森林(モリ)ノミクスの推進に関する覚書」を、県産木材の需要拡大と安定供給の促進や県立農林大学校林業経営学科の運営に対する支援など 6 項目について覚書を締結した。

13 オーストリアの林業先進地域の調査・研究及び交流

平成 27 年 10 月、知事をはじめ県の幹部職員等がオーストリアを訪問し、木質バ

	イオマスエネルギー利用による循環型社会のシステムや林業分野の人材育成システムなど、森林資源を活用して地域の活性化につなげている先進的な取組みを調査した。 また、やまがた森林(モリ)ノミクス推進懇話会の委員として、オーストリア大使館上席商務官のルイジ・フィノキアーロさんに就任いただき、指導・助言をお願いしている。

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">「フードバレーアグリビジネスセンター」の整備によるくまもと県南フードバレー構想のさらなる加速化</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">フードバレーアグリビジネスセンター推進事業</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>熊本県</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>フードバレーアグリビジネスセンター</td></tr>
<tr><td>分野</td><td>農林水産</td><td>0965-52-0500</td></tr>
<tr><td>事業実施期間</td><td>平成 27 年 4 月 1 日 ～</td><td>info@abc-kumamoto.jp</td></tr>
<tr><td>施策の
ポイント</td><td colspan="3">〇熊本県では、「くまもと県南フードバレー構想(※)」を推進しており、構想のさらなる加速化を図るため、企業や農業者のニーズに即したサポートを行うオープンイノベーションの拠点となる「フードバレーアグリビジネスセンター」を整備し、平成 27 年 4 月から業務を開始。
〇センターは、農業の生産技術と機能性・鮮度保持技術などの高付加価値化技術に係る試験を一体的に実施することができるとともに、商品開発から事業拡大までサポートすることができる全国でも先駆的な施設。
〇このセンターの機能を最大限に発揮し、6 次産業化や事業拡大へのワンストップ対応、農業者と企業とのマッチングによる新たなビジネス展開の創出、高付加価値化のための機能性や流通鮮度保持の試験研究、農業者や企業が自ら行う研究の支援などに取り組むことにより、6 次産業化等担い手の育成、ビジネス創出を推進し、地域の活性化につなげるものである。</td></tr>
</table>

	(※)「くまもと県南フードバレー構想」とは、県南地域の豊富な農林水産物など、県南地域のポテンシャルを最大限に活用し、食関連産業の振興を図り、県南地域全体の活性化を目指す構想であり、平成 25 年 3 月に策定。
内容	1 事業内容 〇商品化、企業化に取り組む事業者に対し、アドバイザー等外部の力を活用し支援(ビジネスモデル創出プロジェクト) 〇オープンラボによる事業者の試作や商品開発の支援 〇機能性成分の分析や鮮度保持技術等新たなビジネスにつながる試験研究 〇農業アカデミー県南校を開校し、6 次産業化等に取り組む人材を育成 〇県南地域の生産者や事業者と県外企業とのマッチング 2 事業主体 県 3 目指すべき姿・期待される効果 〇地域資源を活用したブランド化(機能性等も含む) 〇6 次産業化等に対応でき、地域の活性化にも寄与する担い手の育成 〇センターを核とした県南地域への食関連企業・研究機関の集積 4 主な実績 平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月の間、703 件(電話 109 件、来所 594 件)の相談に対応し、具体的な商品化や事業拡大につながる 14 の案件(ビジネスモデル創出プロジェクト)については、関係機関や外部アドバイザーを活用した支援を行った。また、センターの加工施設等を利用した試作や加工技術支援等による農業者や企業の商品開発支援にも取り組んでおり、昨年度は、21 品目の商品化を支援した。試験研究においては、機能性成分の分析や栽培方法等による違いの調査、鮮度保持技術に関する保存試験など、新たなビジネスにつながる研究も行っている。

【商品化につながった主な事例】

(株)前田農園

(開発支援品)そのまま手軽に食べられる洗ってあるミニトマト

(支援内容)委託加工先の紹介、商品企画・販路開拓支援など

Mr.Orange

(開発支援品)国産グレープフルーツジュース

(支援内容)果汁搾汁試験

JA やつしろ

(開発支援品)梨とゆずのゼリー、業務用冷凍梨

(支援内容)加工技術、委託加工先紹介、販路開拓支援

(株)西田精麦

(開発支援品)ハトムギシリアル、ハトムギ精麦

(支援内容)加工技術

NPO 法人 WE

(開発支援品)ローゼルジャム

(支援内容)加工技術、委託加工先紹介

【ビジネスモデル創出プロジェクトの主な事例】

(1)染色方法にこだわったいぐさを使った商品開発の支援

農薬不使用栽培いぐさの生産・加工・流通に取り組んでいる八代市の「いやしの会」から、天然染料で染色する新しいいぐさ製品の開発に取り組みたいとの相談を受けた。

そこで、染色技術を確立するため、草木染や染色技術の各専門家、デザイン性の高い商品開発・PR 方法についてトータルコーディネートする専門家と一緒になって支援チームを立ち上げた。

〈染色技術の確立支援〉

減圧染色法は、いぐさ内部の組織を染色するため、従来、常圧法では染色できないとされていた草木染めによる染色が可能であり、専門家の助言を受け、染色技術確立を支援した。

〈商品 PR のためのイベント企画の助言〉
天然染料で染色したいぐさの PR を目的に、熊本市内のホテルの協力を得て、正月飾りの展示を実施した。

〈主婦・小売店関係者のニーズ調査の助言〉
「いやしの会」では、ニーズ調査を通して、「特別な存在(赤ちゃん)へ特別なもの(こだわりのいぐさ製品)を贈る」という商品コンセプトを導き出し、今後、デザイン性の高いいぐさ製品の開発に取り組まれる予定である。

(2)地域にゆかりのあるハトムギの復活と新商品開発への支援
ハトムギはジュズダマの仲間で、食品でもあり、医薬品(漢方薬のヨクイニン)の原料でもある作物で、国内へは戦国時代に加藤清正が朝鮮半島から導入したとの説がある。
また、肥後細川家初代の細川忠興(八代城に隠居して三斎と名乗る)がハトムギを使った茶の湯の菓子「薏苡仁糖(よくいにんとう)」を作らせたとの記録が残っている。
この菓子の製造が途絶えて数十年経ち、地元の(株)お菓子の彦一本舗、生産者の柳口氏から、八代の食文化として「薏苡仁糖」を復活したいとの相談を受けた。

〈事業者間のマッチング支援〉
原穀を生産する農業者と精麦したものが欲しい菓子業者の両者をつなぐ加工業者がいないことが課題だった。また、国産ハトムギのニーズについて実需者に調査した結果、品質管理が保証されたものに対する需要が非常に多いことがわかった。これらのことを踏まえ、八代市で大麦の精麦を行っている西田精麦(株)に、ハトムギ精麦について打診を行い、西田精麦が連携パートナーに加わることで、栽培、加工、商品化の体制が整った。

〈関係機関と連携した栽培技術の確立支援〉
ハトムギの生産技術を確立するための栽培専門家を派遣した。
また、県南広域本部農業普及・振興課が中心となり耕種基準を作成した。

〈ハトムギを使った商品開発支援〉

「薏苡仁糖」の復活に向けて、焙煎方法の技術支援を行った。

また、新たに女性をターゲットにしたシリアル商品を開発するため、膨化条件(圧力、含水率)についての技術支援を行い、商品化を支援した。

【試験研究の主な事例】

〇いぐさのルテオリンやトマトのアミノ酸、抗酸化活性等の分析を行い、品種間差や栽培方法・時期による違いを調査、機能性を活用した新たな商品開発への知見を得つつある。

〇イチゴの食味に関連する分析(糖組成や酸度分析、テクスチャー測定)を品種や収穫時期、試験区ごとに行っており、品種特性として整理中。

〇脂溶性抗酸化活性測定法の標準作業手順書作成に向け、食品総合研究所からの依頼を受けて室間共同試験を実施。

〇ブロッコリーの温度・湿度等の違いによる保存状態を調査。

〇一部の鮮度保持、資材の効果について、はるかや太秋柿をサンプルとした保存試験を行い、果肉硬度などへの影響をテクスチャー測定によって確認。

〇混載輸送の予備試験として、梨やカンショについて、貯蔵温度および湿度、包装条件等による特性を調査。

アグリビジネスセンター外観

試作加工室

	 新たな商品形態によるサービスエリア、空港等での販路開拓 開発したハトムギのシリアル商品
関連ホームページ	http://abc-kumamoto.jp/

優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント
〔商工・労働分野〕

株式会社 Kyulux
取締役 CFO　水口啓
（担当：商工・労働　地域経済、中小企業）

岡山県の「手軽にマーケティング調査!県職員が応援します!」は目から鱗の施策といえる。県職員が手掛けること以外に実は特に目新しいことはないのだが、県民である中小企業にとって真面目で優秀なマーケティング人材が目の前にいることを全都道府県が再確認できたよい施策である。すぐに全国で実施していただきたい。試行錯誤しながら各県庁の調査分析能力を継続的に向上させていけば将来的に必ず各地で必要不可欠な施策になるだろう。

山梨県の「「やまなしパワー」による安価な電力の供給」は県・電力会社・県内企業がメリットを享受し合える施策という点で興味深い。特に大量に電力を消費する「モノづくり」企業は工場増設に関心を持つだろう。供給期間が 3 年間と限定的なのでもっとインパクトのある「大幅な割引」が検討してはどうだろう。供給期間内だけでも非常に大きいメリットを享受できる施策であれば県内企業のみながらず他県企業でも進出を検討する可能性はある。

静岡県の「医療健康産業におけるイノベーションの拠点整備」は自然発生的に医療健康産業の一大集積地になっている県東部を「ファルマバレープロジェクト」として将来のあるべき姿を定義し、民間企業が自由に連携できる環境整備を進めているものと推察する。民間事業の際立った実績の上に県が再定義による「将来性の共通認識」を関係者に定着させるものであり、期待効果も大きい。今後は県による多数の海外の医療関係企業の誘致を期待する。関係者が一丸となって日本ではなく「世界のファルマバレー」を目指していただきたい。

富士市産業支援センター f-Biz
センター長　小出宗昭
(担当：商工・労働　地域経済、中小企業)

中小企業支援の仕事を始めた 15 年前の当時から「地域おこし」の重要性が盛んに論じられて各地で様々な取組が展開されてきたが、近ごろは「限界集落」「地方消滅」といった言葉が出回るほど日本全体としてはさらに元気を失っている。そうしたなか、国を挙げて取り組まれている「地方創生」と真剣に向き合う自治体が今、全国各地から続々と f-Biz の視察に訪れている。

その理由は、f-Biz に相談に来る中小企業や起業家から良い結果が次々と生まれているからだ。f-Biz は“行列ができる相談所”と呼ばれるほど盛況で、具体的には、相談件数が 1 日平均約 16 件ある。開設初年度と比較すると 250%増、年平均で見ると、ここ 6 年は 20%超の増加率となっている。さらに平成 26 年度は約 150、平成 27 年度は約 200 にのぼる新商品・新サービス開発を支援するなど、これほどの伸び率、実績は全国の中小企業支援機関にも類を見ない。

そうした f-Biz で会う地域の中小企業や起業家の相談の 8 割近くは「売上」の伸び悩みで、改善するために解決しなくてはならない課題の一つが「マーケティング力の不足」である。せっかく良い商品やサービスであっても、効果的な売り方をしていないがゆえに期待される売上げにつながっていない事例が多い。これを受けて f-Biz では「売り方」を提案できるアドバイザーを複数名そろえてその支援を強化しているのだが、岡山県が考えた政策「手軽にマーケティング調査!県職員が応援します!」は、この課題を的確にとらえている。

特にマーケティング支援の担い手が県職員であることが秀逸である。素人なのに？と思われるだろうが、売り方を考えるときに重要なことの一つが、徹底的に「消費者目線」で商品やサービスのことを見ることなのだ。めまぐるしく変化する消費者のニーズをどうやってとらえるかは大企業にとっても極めて大きな課題であり、大企業が行うようなマーケット調査ができる中小企業はほとんどない。これに税金を投入することなく、県職員が効果的に実践できていることを高く評価する。全都道府県で実施できる政策であり、本表彰を機に全国に広まることを期待したい。

特定非営利活動法人
新潟県経済雇用問題研究所
理事長　松田宣治
（担当：商工・労働　労働）

マーケティングは重要で高い関心があるものの、中小企業にとって費用と効果を考えるとき、過大なコストはかけにくい。さらに調査対象によってマーケティングの効果が決まることは看過できない。安易な母集団の決定は、効果を相殺しがちである。しかも、どのような母集団を形成するか事前にはつかみにくい場合も少なくない。

岡山県の「手軽にマーケティング調査!県職員が応援します!」は、「会場調査」の一形態である。県職員対象であれば地元の消費者である。商品の素材も理解を得やすく、地元企業のターゲットになり得るはずである。県が応援することで、モニター募集経費も最少で済むだろう（実際にも本政策では原則無料となっている）。コスト面の課題は解決する。

そうなれば問題は、サンプリングの偏重だけになる。本政策は標本を県職員に決めているため、母集団の偏りがある。そのような偏りを軽視できる商品であれば（実際にもそのような商品は意外に多いはずであるから）、大きな効果があると思われる。

一方、県職員全てが地場産業の育成に関心があるとは限らない。縦割行政の指摘も絶えない。本件取組が縦割行政を超えて、県職員全体での地元産品への関心向上につながれば、その効果は大きい。そのような可能性を感じさせる点で、本政策は優れている。

山梨県の「『やまなしパワー』による安価な電力の供給」静岡県の「医療健康産業におけるオープンイノベーションの拠点整備」、いずれも着眼点はユニークで、今後の展開が楽しみである。

タイトル	手軽にマーケティング調査!県職員が応援します!		
施策・事業名称	岡山県商品開発マーケティング支援事業		
都道府県名	岡山県	**本件問合先**	岡山県産業労働部産業企画課 マーケティング推進室
分野	商工・労働		086-226-7365
事業実施期間	平成 25 年 10 月 1 日 ～		marketing@pref.okayama.lg.jp
施策のポイント	○費用やノウハウ不足のためマーケティング調査を行うことが困難な中小企業や6 次化団体等に手軽にマーケティング調査の場とモニター(県職員)を提供 ○県庁舎、県職員という、県が既に持っているリソース(資源)を活用 ○「昼休み」の時間を活用 ○原則、企業負担(費用)なし、県の事業費もゼロ		
内容	【事業発案のきっかけ】 中小企業の「商品づくり」に効果的な支援はできないか?という思いから 次のポイントに絞って検討し、仕組み作りを行った。 ・消費者ニーズや反応を知るためにはマーケティング調査が不可欠 ・マーケティング調査にはかなりの費用と手間がかかる。 ・費用をかけず何かできることはないか? 【事業概要】 事業者が開発や改良を進めている食品・飲料品について、県庁で「会場調査」を行い、今後の改良・開発に生かすデータを集める。 (「会場調査」とはマーケティング調査の手法のひとつで、会場に多数のモニター		

を集めてアンケートなどを行うもの）

【事業の流れ】
1. 申し込み → 2. 事前協議 → 3. 会場調査 → 4. 分析・活用

【県の実施内容】
昼休みの時間帯に県庁内の会議室を使用し、県職員に試食、アンケート協力を呼びかける（イントラネットを活用）。

【事業者の実施内容】
試食品・アンケートの準備、担当者の派遣

【メリット】
1 会場費、人件費等、コストが大幅に抑えられる。
2 協力を呼びかける段階で、年齢、性別等、属性を絞ることができる。
3 県側（職員）の負担も少ない。

【成果・反応】
事業開始以来、好評を博しており、継続して多くの事業者が利用している。
（約 2 年半で 60 回実施し、延べ 4,638 人の職員が参加した）
※企業の声「学生は集めやすいが、社会人を集めるのは大変なので、この仕組みはとてもありがたい」

実際にアンケート結果をもとにパッケージデザインや味付け、商品構成、価格展開などを決めて商品化したと聞いている。
※具体例 「岡山県産 清水白桃使用」をパッケージに明記。商品名「ジュレ」を、わかりやすい「デザート」に変更。

県職員にとっても、県内で生産、開発されている商品に対する認識や知識が深まるという効果も生まれている。
※手軽な商品開発支援ということで、マスコミからも注目を集め、新聞、テレビ

	などにも取り上げられた。 【販路開拓の成果例】 「岡山県産の黒豆素材を使ったお菓子」のリニューアルに際して実施した試食調査で、予想以上の味に対する高評価(9 割超)が得られ、商談会等、商品 PR を強化したところ、取引先が 4 社から 9 社に拡大し、売上額も 10 倍以上増加した。さらに、新たに全国展開の高級スーパーとの取引も開始された。 【課題】 対象の食品以外への拡大や会場調査以外の手法の導入等 アンケート記入の様子１ アンケート記入の様子２ 商品例 知事試食の様子
関連 ホームページ	http://www.pref.okayama.jp/page/352680.html

タイトル	「やまなしパワー」による安価な電力の供給		
施策・事業名称	県内企業等への安価な電力供給ブランド「やまなしパワー」の創設		
都道府県名	山梨県	**本件問合先**	企業局電気課
分野	商工・労働		055-223-5389
事業実施期間	平成 28 年 4 月 1 日 ～		kg-denki@pref.yamanashi.lg.jp
内容	山梨県が、企業にとって魅力ある立地拠点となるためには、安価で安定的なエネルギー供給を確保し、安定した企業活動を支える地域づくりを推進する必要がある。このため、山梨県では、企業局の電力を活用した山梨の活性化について検討を重ね、平成 27 年 10 月 27 日、東京電力(株)と基本協定を締結、平成 28 年度から県内企業等に安価な電力を供給する電力供給ブランド「やまなしパワー」を創設した。 この取組は、企業局と東京電力(株)の共同事業として、企業局が県営水力発電所で発電した電力を東京電力(株)に売電し、東京電力(株)が、「やまなしパワー」のブランド名により、通常の電力料金よりも減額した価格で、県内企業等に供給するもの。 「やまなしパワー」による安価な電力供給により企業活動を支援することで、県内への新規立地や既存企業における経営拡大を促進し、新たな雇用の創出や人口増加に繋がることを期待。 さらに、東京電力(株)は、企業局の水力発電所を貴重なベースロード電源として活用するとともに、省エネ技術の提案などエネルギーの面から山梨県の経済的発展を支援することで、グループ全体の企業価値の向上に努めるとしている。 このように「やまなしパワー」は、山梨県と東京電力(株)と県内企業とが Win-Win-Win の関係となる仕組み。		

自治体が、電力会社と連携して地域限定の電力料金の値下げを行う取組は、全国初の試み。

「やまなしパワー」の概要

【供給電力量】

県営発電所の供給量(4 億 7 千万 kWh 相当)

【対象企業】

中小企業・小規模事業者を中心とし、大企業(新規立地企業を除く。)は対象外

【契約電力】

〇新規立地企業・経営拡大企業

・ 契約電力 2,000kW 未満の高圧受電

〇既存企業

・契約電力 1,000kW 未満の高圧受電及び 1,200kW 未満までの高圧受電の一部

【対象業種及び条件】

〇新規立地企業・経営拡大企業

(1)山梨県産業集積促進助成金の対象業種

・製造業

・試験研究所

・バイオテクノロジー利用産業

・物流業

・情報サービス業

・インターネット付随サービス業

・デジタルコンテンツ制作事業

・本社機能の移転等

(2)経営革新計画の承認を受けた企業等

(3)モモの光センサー選果機を導入する共同出荷施設

(4)やまなし陸上養殖協議会の特産品開発グループが養殖を行う生産施設

(5)新築・増改築を行う旅館・ホテル等

※(1)は、新たな事業所の設置、売上高の 10%以上又は 1 億円以上の設備投資(産業集積促進助成金を受ける場合は対象外)

※(2)は、新たな事業所の設置、売上高の 10%以上又は 1 千万円以上の設備投資

※(5)は、新築、延べ床面積の 10%以上の増築、売上高の 10%以上又は 5 千万円以上の設備投資

〇既存企業

・製造業

【割引率】

〇新規立地企業・経営拡大企業

・電力量料金単価を 6%低減

〇既存企業

・電力量料金単価を 3.5%低減

【供給期間】

〇新規立地企業・経営拡大企業

・供給開始から 3 年間

〇既存企業

・原則、平成 28 年 4 月から 3 年間

やまなしパワーの概要

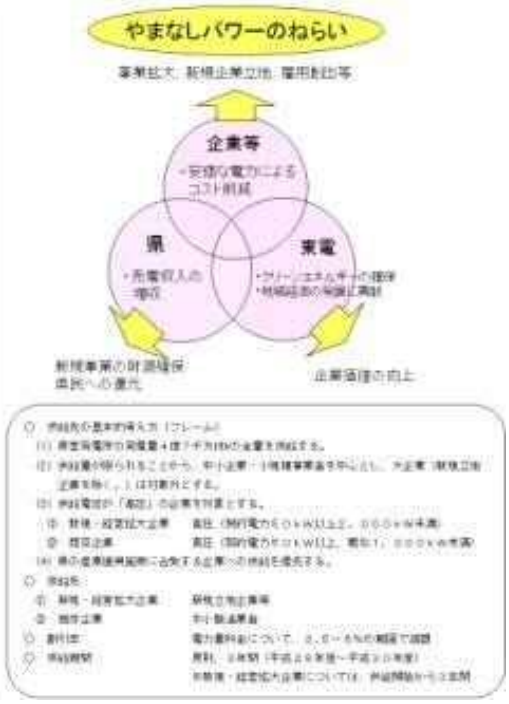

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">医療健康産業におけるオープンイノベーションの拠点整備</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">ファルマバレープロジェクト</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>静岡県</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>経済産業部新産業集積課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分野</td><td rowspan="2">商工・労働</td><td>054-221-3646</td></tr>
<tr><td>trc@shizuoka.lg.jp</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="3">1 要旨
静岡県は、静岡県立静岡がんセンター、国立遺伝学研究所などの医療研究機関、医薬品・医療機器メーカー、温泉等の幅広い健康関連産業が立地する静岡県東部で、健康長寿世界一を目指した医療健康産業クラスターを形成するため「ファルマバレープロジェクト」を推進し、5 年連続で医薬品・医療機器合計生産金額が日本一となるなど大きな成果を上げています。このプロジェクトを次なるステップへ高め、より多くの成果を創出していくため、廃校となった県立高校を活用し、地域企業の参入支援や研究開発、企業間の連携・交流などの機能を集約した新たな拠点施設「静岡県医療健康産業研究開発センター」を整備しました。
リーディングパートナー及び地域企業開発生産に関わる部分については平成 28 年 3 月に開所、プロジェクト支援・研究に関わる部分については平成 28 年 9 月に開所します。

2 概要
静岡県医療健康産業研究開発センターは、3 つのゾーン設定を行い、中核支援機機関である「ファルマバレーセンター」が中心となって施設入居者間及び施設入居者と施設外の地域企業との連携を促し、企業間の連携による新たな研究開発や製品の開発等のオープンイノベーションを戦略的に進めます。
(1) リーディングパートナーゾーン</td></tr>
</table>

自ら高度な研究開発等を進めながら、地域企業や入居企業を積極的に支援する大手企業が、開発・生産の拠点として活用します。
テルモ株式会社(ME センター)が入居し、リーディングパートナーシップ事業を展開します。

(2)地域企業開発生産ゾーン
医療健康産業へ参入した地域企業が、事業拡大に向け、開発と生産を一体的に行うレンタル工場として活用します。
自動車部品の製造から医療機器分野に参入した東海部品工業株式会社(本社 静岡県沼津市)が入居し、インプラントなどの医療機器の生産を拡大します。

(3)プロジェクト支援・研究ゾーン
23 室の研究開発室を整備し、研究開発を行う企業や研究開発を支援するコンサルタント、知財事務所が入居するほか、ファルマバレーセンターが入居し、地域企業等をワンストップで支援するなど、研究開発から製品化・事業化まで一貫して支援する体制を強化します。
なお、平成 28 年 4 月 8 日現在で 9 社 18 室の入居が決定しています。
【研究開発室入居決定企業】(50 音順)
・オフィス長谷川合同会社(薬事コンサルタント)
・オリンパステルモバイオマテリアル株式会社(医療機器の研究開発)
・特許業務法人 樹之下知的財産事務所(知的財産コンサルタント)
・株式会社サイダ・FDS(フロー型マイクロ波応用有機合成装置の医療応用)
・サンスター株式会社(口腔ケア製品の研究開発)
・株式会社ハヤブサ(スーパーエンジニアリングプラスチックの介護・医療分野への応用)
・深澤電工株式会社(医療機器の研究開発(電子制御部品等))
・ヤザキ工業株式会社(口腔外科医療機器の研究開発)
・株式会社リコー(インクジェット噴射技術を応用した薬剤粒子製造技術の研究開発)

	 ファルマ拠点写真（長泉町提供）
関連 ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-580/
	http://fuji-pvc.jp

優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント
〔教育・文化分野〕

宇都宮大学大学院教育学研究科
教授　松本敏
（担当：教育・文化　教育）

この分野の第１位、熊本県の「熊本時習館海外チャレンジ塾、開講！～”熊本型”海外進学支援制度の構築～」の特色を挙げる。

第一に、真のグローバル人材を育成するために必要な施策を多面的に検討して、総体的な政策に組み上げた点である。中学生・高校生が海外にチャレンジするには、まず動機付けが必要である。そのためには、進路指導を行う教員の意識改革が必要で、教員向けの研修会開催や「海外進学アドバイザー」の各高校への配置を行う。高校生の海外留学や卒業後の海外大学への進学を経済面で支援する施策も行う。このように多面的な施策の相乗効果をねらっている。

第二に、この施策が知事部局の総務部から出ていることである。私学は教育委員会の管轄外で、総務部の一課が担当している。この政策は、単なる私学振興に止まらず、私立学校を海外進学協力校として指定し、公立を含めた県全体の教育政策に活用するという方向が新しい。総務部と教育委員会との協働は、新教育委員会制度に移行している現在、これからの教育政策の一つのモデルになるだろう。

第三に、他の二つの優秀政策（栃木県，徳島県）にも共通していえることだが、学校教育の枠内に止まらず、教育政策を「社会のなかの学校、未来を担う子ども」という視点で考えていることである。他分野の優秀政策にも学校教育との関連を図ったものがいくつか選定されたが、教育委員会の制度改革がプラスに働くような施策が今後展開されることを期待したい。

タイトル	熊本時習館海外チャレンジ塾、開講!～”熊本型”海外進学支援制度の構築～		
施策・事業名称	熊本時習館海外チャレンジ塾		
都道府県名	熊本県	**本件問合先**	熊本県総務部総務私学局私学振興課
分野	教育・文化		096-333-2062
事業実施期間	平成 25 年 7 月 1 日 ～		shigakushinkou@pref.kumamoto.lg.jp
施策のポイント	グローバル人材の育成のため、「海外チャレンジ塾」を開講し、海外大学進学に意欲的に取り組む学校(海外進学協力校)の協力を得ながら、海外大学に進学できる英語力や英文エッセイ作成能力を養成するとともに、熊本の高校から海外大学を目指すことができる支援体制を構築。		
内容	■ 将来の熊本の発展を支えるグローバル人材を育成するため、本県では、平成 22 年度から海外進学支援に着 手。その中で、 〇海外大学進学が、進路の選択肢として十分に認識されていない。 〇生徒の英語力が、海外進学に必要なレベルに対して絶対的に不足。 〇指導側(学校)に海外進学指導のノウハウが不足。 〇海外大学進学・海外留学に要する経済的負担が大きい。		

	という課題が明らかになった。 それらの課題を解決するべく、平成 24 年度に創設した海外高校への留学に対する助成制度や海外大学へ の進学を支援する制度に加え、「海外チャレンジ塾」を平成 25 年 7 月に開講。 ■ 海外チャレンジ塾では、海外進学を目指す「海外進学コース」と国内大学入学後の留学等を目指す「グロ ーバル人材育成コース」を設置。 海外大学進学に意欲的に取り組む学校(海外進学協力校)の協力を得ながら、TOEFL スコアアップ等 のための WEB 講座や海外進学対策講座、海外進学に関する説明会や相談助言、教職員向け説明会・研修会等に重点的に取り組むことにより、海外大学進学・留学に対応できる支援体制の構築を進めている。 「海外チャレンジ塾」の開講により、熊本にいながら海外大学を目指すことができる環境が構築された。
関連 ホームページ	http://jishukan.jp/

タイトル	やがて親となる世代である高校生への家庭教育への理解と地域への愛着・定住意識の醸成		
施策･事業名称	とちぎの高校生「じぶん未来学」推進事業		
都道府県名	栃木県	**本件問合先**	栃木県教育委員会事務局生涯学習課
分野	教育･文化 人口減少対策		028-623-3404
事業実施期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～		syougai-gakushuu@pref.tochigi.lg.jp
内容	1 趣旨 やがて親となる世代である高校生が、親･家族･家庭などの意義や役割、地域の人間関係など地域社会について主体的に学ぶことにより、次世代を育成し、地域への愛着や定住意識の醸成を図るとともに、地域を支え守る気持ちをはぐくむことを目的とし、とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラムを開発し、実施する。 2 事業内容 (1) とちぎの高校生「じぶん未来学」企画委員会の設置 ・ 栃木県の実情に合わせたとちぎの高校生「じぶん未来学」推進事業の企画立案･評価 ・ とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラムの監修 (2) とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラムの開発 1. とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラム作成委員会の設置		

・ とちぎの高校生「じぶん未来学」企画委員会の監修のもと、プログラム開発・作成を行う。

2. 開発・作成期間

・ 平成 27 年度

3. とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラムの特徴

・ 家庭や地域で子どもの成長を支えるために必要な力の育成につながる「自分」「家族・家庭」と、地域を愛する心の育成や将来に向けての定住意識の醸成につながる「地域・社会」に区分し、さらに全体を細分し 6 視点で構成する。

・ 視点ごとに 2 つの学習テーマを設定(12 プログラム)する。以下は視点と学習テーマ。

視点 1「自分を考える」自分の将来を想像することを通して、豊かに生きることを考える。

-1 自分を見つめる

-2 ライフプランを考える-豊かに生きるためには-

視点 2「親を考える」子どもを育てる意義や子どもを育むことを通して得られる充実感について考える。

-1 親としての役割・責任

-2 親となる意義

視点 3「子どもを考える」発達段階における子どもの成長・発達の特徴について学び、子どもとのコミュニケーションや接し方について考える。

-1 子どもの誕生

-2 子どもの成長と発達

視点 4「家族を考える」家族は互いに助け合いながら成り立っていることを学び、家族の役割について考える。

-1 家族のあり方を考える

-2 ライフスタイルと家族

視点 5「地域を考える」地域で子どもを育む必要性や住民としての関わり方について学び、子どもが成長する社会環境や地域の人間関係を考える。

-1 地域で子育てを支える

-2 地域社会の人間関係と地域力

視点 6「社会を考える」社会生活と家庭生活、個人の生きがいなどが生活設計には大切であることを学び、キャリアデザインやワークライフバランス、社会参加について考える。

-1 社会参加・社会貢献を考える

-2 社会生活・家庭生活、生きがいを考える

・個別のプログラムは、生徒がワークショップなどにより主体的に学習できるよう、テキスト、統計資料類、ワークシー トから構成される

4. プログラム冊子の構成

12 のプログラムのほか、学習ガイダンス、将来に役立つ相談機関等の参考資料なども掲載する

・第 1 章 とちぎの高校生「じぶん未来学」ガイダンス

・第 2 章 とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラム

・第 3 章 体験活動から学ぶ「じぶん未来学」

・第 4 章 相談機関等一覧

※学習展開例を冊子とは別に各校に配信

(3) とちぎの高校生「じぶん未来学」の実施

1. 実施主体 県立高等学校、県立特別支援学校(高等部)

2. 実施計画 各学校において実施計画を作成し、3 年間でプログラムを学習

3. 実施方法 関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動等の授業を活用し、教科担任、学級担任等が実施。

4. 実施時期 平成 28 年度入学者から実施

(4) 教員対象の研修会の実施

1. 目的 事業の理解、指導法の理解・習得等に関する講座を実施し、事業を円滑に実施する

2. 回数 年 2 回

3. 対象 各県立学校教員

4. 内容 「趣旨・概要の理解」「アクティブラーニングの手法を取り入れた指導方法」等

とちぎの高校生「じぶん未来学」冊子(表紙)

第2章 ようぎの連絡生「しごん未来学」プログラム

第1節 自分を考える

1 自分を見つめる

＜学習のポイント＞

・自己概念について知り、それを多面的に考える意義を理解する。

・「私」という存在について、他者との関わりの中で理解を深める。

第2章 プログラム

第1節 自分を見つめる

1 なぜ自分のことを考えることが大切なのか －自己概念とは何か－

あなたは、幼少期より数々の選択肢の中から、自分にふさわしいと思う道を選びながらここまで進んできたであろう。まず、そのことを大いにほめてあげよう。そして、これからあなたの輝かしい未来について、じっくりと考えていこう。

あなたが将来を考えるためには、まず、現在の自分の姿を見つめ、自分を知ることが大切である。そこで自己概念をもとにして考えてみよう。**自己概念とは、自分の様々な特性や理想像について知っていること、そして、それに対する思いのこと**である。この自己概念を思い描くためには、図1に示すように、体格や容姿についての思いである「**身体イメージ**」、どのようなことができるかという「**能力**」、どのようなことが好きで面白いと思うかという「**興味や関心**」、あなたの人柄である「**性格**」、常々自分の大切にしている考え方である「**価値観**」、そして、自分がどうありたいかという「**理想像**」について、多面的に考えていくことが大切である。

図1 自己概念の全体像

このうち、能力には、学力だけではなく、図2のように、身体能力や日常生活で発揮される能力があげられ、さらに、今後さらに努力して向上する可能性がある力も含まれる。

また、価値観とは、生きていく中で重大な決断をしたり、様々な行動をする時によりどころとなる考え方である。この価値観には、生きていくうえで大切にしている価値観と、職業選択をしたり、仕事を続けていく時に重視する職業的価値観などがある（p.12資料3参照）。

さらに、この自己概念には、親族や先生などの周りの人々からの期待や、その人々と交流をする中で受けた肯定的評価と否定的な評価が大きく影響する。

図2 いろいろな能力

重要なことは、より多くの側面から自分自身を見つめて理解を深めることであり、そのことによって、将来に向かってどのように取り組んでいけば良いのかについて、具体的な展望が開けてくるのである。

8

テキストの例（視点1「自分を考える」一部抜粋）

「じぶん未来学」ワークシート

学習日：　年　月　日

1-1 自分を見つめる

学習のポイント
・自己概念について知り、それを多面的に考える意義を理解する。
・「私」という存在について、他者との関わりの中で理解を深める。

ワーク1　自分自身をふりかえって　下の㋐をうめてみましょう。

素敵な「あなた」

㋑ 私が一番興味を持っているのは
㋒ 私の性格・人柄は
㋓ 私の得意なことは
㋔ 私が一番大切にしていることは
㋕ 私の身体のイメージは
㋖ 新しく発見した自分
㋗ 私はこうありたい
名前
自己概念

さあ、上図㋐をもとにグループのみんなに自分を紹介してみよう。

ワーク2　グループの中でワークシートを交換して、友達の良いところや頑張っているところを書いてみましょう。

	例）記入した人の名前 栃木　丸子			
第1印象	・元気そう ・おしゃれ ・やさしそう			
（　　）さんの一押し頑張っているところ	・いつも明るい ・やさしい ・何でも一生懸命			

まとめ　上の表を見ながら「新しく発見した自分」があったら㋖に書き足してみましょう。
さらに、今日の授業を通して、新たな気づきや発見について書いてみよう。

プログラム

第1章 自分を見つめる

13

ワークシートの例（視点1「自分を考える」）

とちぎの高校生「じぶん未来学」ワークショップの様子

タイトル	6 次産業化に対応した新たな教育の推進		
施策・事業名称	6 次産業化実践教育による地域プロフェッショナル人材育成事業		
都道府県名	徳島県	**本件問合先**	教育委員会教育創生課高校再編担当
分野	教育・文化		088-621-3154
事業実施期間	平成 28 年 4 月 1 日 ～		kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp
施策のポイント	農業・工業・商業科設置高校が連携し,6 次産業化商品の開発などを通して「6 次産業化をプロデュースする人材」を育成する実践的取組を充実・発展させるとともに,こうした取組の実証成果をもとに,高等教育機関等と連携・接続した「6 次産業化専門学科」の設置により,新たな産業を創出し,地域の活性化を担う即戦力となる人材を育成する。		
内容	1「6 次産業化専門学科」の設置 ・「6 次産業化プロデュース事業」での実証成果をもとに,従来の学科の領域を越えた 1 学科で 6 次産業 化に対応した新たな教育,農工商連携による特色のある専門教育を行う「6 次産業化専門学科」を設置 する。 ・従来の既存ストックである教育財産を有効活用しつつ,生産・加工・販売の一連の流れに必要な新たな 施設整備の充実を図る。 ・徳島大学「生物資源産業学部」,県立農業大学校等とのキャリアアップシステムの確立を図り,連携に よる「高大連携ブランド」開発や高度で実践的な実習,部局間連携を行うことで,生徒のキャリアアッ プ教育につなげ,地方創生につながる 6 次産業化を総合的にプロデュースする人材の育成を図る。		

	2「6 次産業化プロデュース事業」の拡充 ・農業・工業・商業科設置校が従来の分業としての連携ではなく,生徒自身が生産・加工・販売の一連の 流れすべてを協働することで,各専門分野の学習を活かす 6 次産業化商品プロデュースへの取組を継 続・推進する。 ・県央での実践成果をもとに,県南,県西部の農業・工業・商業科設置校や他の専門学科との連携を拡 大・発展させることで,徳島ならではの生産物から徳島のブランドとなる新たな商品をプロデュースす るとともに,プロデュース商品の進化を図る。 ・地域資源の価値に気づき,新たな産業を創出し,地域活性化を担う実践力を備えた人材の育成を図る。

優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント
〔地域振興・まちづくり分野〕

東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻
教授　西村幸夫
(担当：地域振興　都市計画、まちづくり)

今年度の地域振興・まちづくり分野の優秀政策に選ばれた3件はそれぞれに独自の視点から地域振興・まちづくりに寄与していこうという個性があふれています。もちろん背後には地域を元気づけたいという共通した思いがあるのですが、その手法の多様な広がりには目を見張るものがあります。

岡山県の「産学官連携!CLT(直交集成板)建築の普及でCLT建築産業の土壌を形成」は、CLT(Cross Laminated Timber, 直交集成板)という優秀で新しい建築材料の国内初の量産工場が県内に立地するということから、CLTの普及啓発、CLTの可能性を拡げる技術開発、さらには産業クラスター形成に至るまでの多様な活動を繰り広げるというもので、ソフトからハードまで幅広い施策の広がりに特長があります。

また、地域を元気づけるための運動を繰り広げるだけでなく、実際のビジネスにつなげるところまで視野に入れており、新しい産業の育成という面でもおおいに可能性を見せています。できれば公営住宅などでCLTを用いた集合住宅が実現できるといった実例が生まれてくると、プロジェクトも次のステップに行けるのではないかと思います。

木造建物への建築規制も徐々に見直され、性能の良いCLTはこれからの活用が期待されています。林業育成にもつながる試みですので、川上にも目を向けた動きへも広がるとさらに良いと思います。これからの進捗を期待を持って見守りたいプロジェクトです。

京都府の「ゆったりと記憶に残るセレモニーを提案!「森の京都」でフォトウエディング☆京都丹波だから実現できる、結婚の時のセレモニーを地域のみんなで協力して発信中!」はフォトウェディングの適地PRという新しい発想の事業です。学校イノベーションを目指す、三重県の「伊賀市との協創活動による学校イノベーション」は地元産菜種油を用いた伊賀市と高校との美容コラボ商品開発によって、生徒指導問題件数が激減したという事例です。いずれもこれまでにない発想でまちづくりを進めていこうという意欲にあふれていると思います。

地域振興・まちづくりという全国共通の課題に対して、新しい工夫と発想を加えて対策を練っている点で、優秀政策として高く評価できると思います。このような創造的な施策が見事な成果を上げてくれることを祈念しています。

駒澤大学法学部政治学科
教授　内海麻利
(担当：地域振興　都市・地域計画、都市政策)

地域振興・まちづくり分野の選定に当たっては、その事業が地域の個性をいかし、地域の発展に寄与する創造的な取組であるかどうかという点に着目して評価を行った。優秀政策に選ばれた事業は、新たな視点から地域の資源をいかし、独自のアイデアにより地域の力を拡大・発展させるものだ。

岡山県の「産学官連携!CLT(直交集成板)建築の普及でCLT 建築産業の土壌を形成」は、地域の資源をいかした素材やノウハウと、人々の連携により、素晴らしい建築物と地域の新たな資源を創出する事業である点を評価した。また、京都府の「ゆったりと記憶に残るセレモニーを提案!「森の京都」でフォトウエディング☆京都丹波だから実現できる、結婚の時のセレモニーを地域のみんなで協力して発信中!」は、「結婚写真を撮影した場所が夫婦にとって思い出の場所となれば」というアイデアを観光、産業につなげることに寄与する可能性を見出した点を評価した。そして、三重県の「伊賀市との協創活動による学校イノベーション」においては、産官民学の協創活動による地域高校生美容室や地域資源をいかした商品開発などが、高校生の将来や地域の産業に可能性を拓く試みである点を評価した。

いずれも、地域の発展のために、持続的に実施されることが期待される事業であると考える。

タイトル	産学官連携!CLT(直交集成板)建築の普及で CLT 建築産業の土壌を形成		
施策・事業名称	おかやま CLT リーディングプロジェクト		
都道府県名	岡山県	**本件問合先**	岡山県土木部都市局建築営繕課
分野	地域振興・まちづくり		086-226-7507
事業実施期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日		keneizen@pref.okayama.lg.jp
施策のポイント	・耐震性等に優れている CLT 建材について、産学官連携組織により普及啓発や技術的な開発を推進 ・設計・切断・加工・塗装・運搬・施工等、関連地元企業のネットワークにより一連の供給体制を確立し、全国からの受注を引き受けられる CLT 建築産業のクラスターを形成 ・CLT 建材の国内初の量産工場が立地する優位性を活かし、CLT 建築のノウハウと人材育成を全国に先駆けて推進することにより、更なる地域づくりへ寄与		
内容	1 事業概要 新しい建築材料である CLT を普及させるため、産学官連携組織「岡山県 CLT 建築開発検討会(平成 27 年 6 月設置)」により、CLT 工法の情報収集・発信、人材育成及び技術開発等に取り組んでいる。 2 取組内容 (1)モデル建築物の実施設計等 CLT モデル建築物(道の駅公衆トイレ)の実施設計を有識者による構造検討委員会		

でのチェックを受けながら行い、CLT 建築のノウハウ蓄積と人材育成に取り組む。また、蓄積したノウハウや技術情報を公開し、誰でも設計等に活用できるようにする。

(2)県内加工技術とのマッチング

設計作業を通じて必要になる技術検討・試作・実験等を大学や企業とともに実施し、加工等の関連地元企業のマッチングを図る。

(3)セミナー等による普及啓発・人材育成

CLT 建築の設計・施工法について、セミナー等を通じて建築技術者に周知し、早期に人材育成を行うことで CLT 建築産業の土壌を形成する。

(4)CLT 建築産業のクラスター形成

これらの取組を産学官連携の強力な推進体制で実施し、国内トップの CLT 建築産業のクラスター形成を目指す。

3 取組実績

(1)CLT の巨大オブジェ製作・展示

CLT の巨大オブジェを製作し、岡山駅前広場や県庁 1 階県民室に展示した。駅前広場では、10 日間で約 12,700 人の来場者が見て触って、巨大オブジェを体験した。また、同時に愛称募集を行い、全国から 302 点の応募があり、CLT 材とオブジェのデザインを上手く表現して呼びやすい、愛称「モクロス※」に決定した。

※ 木目とクロスを意識して命名

(2)CLT 建築の全国学生デザインコンペ・シンポジウム

CLT 建築の道の駅公衆トイレをテーマに全国 32 の学校から 63 作品の応募があり、表彰式を兼ねた CLT 建築シンポジウムを開催した。

4 効果

新しい建築技術である CLT の普及に建築産業界の技術者が挑戦することで、建築産業界の活況と地方創生を担う人材育成が期待されるとともに、CLT の普及により中山間地域の林業再生、雇用促進や地域振興に資する。

岡山駅前広場：10/31～11/9

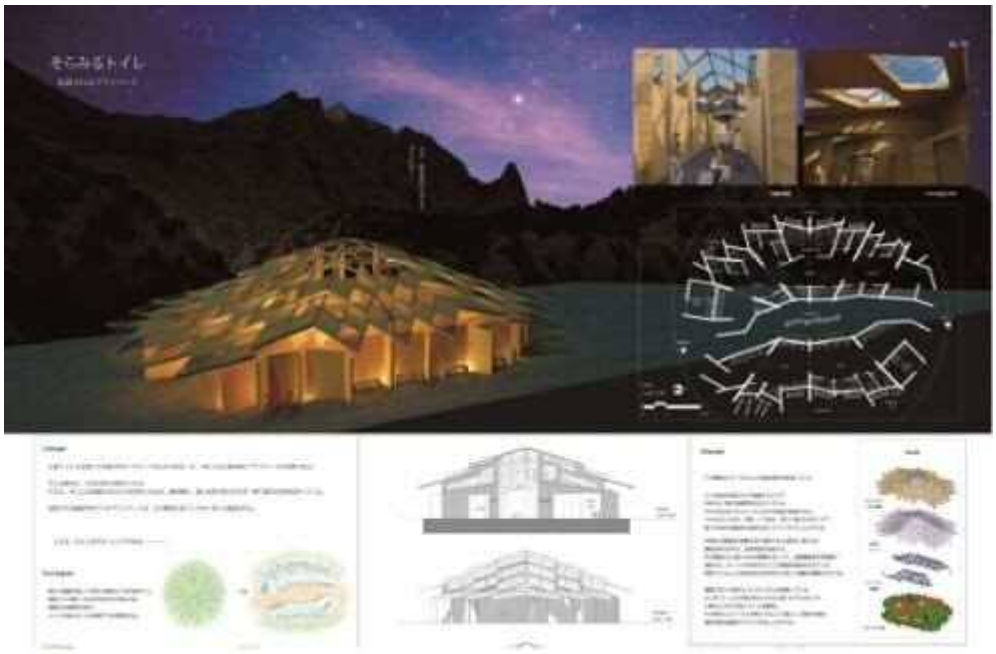

デザインコンペ最優秀作品　京都工芸繊維大学ＴＡＤＡ＆ＳＨＩＢＵＹＡグループ

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">ゆったりと記憶に残るセレモニーを提案!「森の京都」でフォトウエディング☆京都丹波だから実現できる、結婚の時のセレモニーを地域のみんなで協力して発信中!</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">京都丹波(亀岡市・南丹市・京丹波町)の素敵スポットの紹介 森の京都物語 大自然の中で思い出を☆ 森&里山 wedding 推進事業</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>京都府</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>南丹広域振興局企画総務部企画振興室</td></tr>
<tr><td>分野</td><td rowspan="2">地域振興・まちづくり</td><td>0771-24-8430</td></tr>
<tr><td>nanshin-ki-kikaku@pref.kyoto.lg.jp</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="3">■趣旨・目的
京都丹波地域(亀岡市・南丹市・京丹波町)の持つ豊かな自然、食や森林資源などの地域の資源(たから)、そしてこの地域の日々の暮らしにこそある魅力や人のあたたかさを、都会の若い世代に、フォトウエディングなどの結婚の時のセレモニーという観点から発信するとともに、「京都丹波地域の“人”や“自然”の魅力に触れながら、ゆったりと過ごす結婚の時のセレモニー」を提案し、結婚の時のセレモニーの場所として「京都丹波」を選択いただき、思い出の場所として繰り返し訪れていただくことを通じて、京都丹波地域への移住を考えていただくことを目的とする。
■背景
京都丹波地域(亀岡市・南丹市・京丹波町)には自然や農村の原風景など四季折々</td></tr>
</table>

の美しい場所がたくさんあるが、有名な観光地以外はあまり知られていない。また、同地域は過疎高齢化が深刻な地域でもあり、様々な移住施策が展開されているが、都会の若者に対するPR力に欠けている。
そこで、特に都会の若者に対して、観光地化されていない名所の魅力を伝え、何度も訪れていただく仕掛けを、「結婚」という誰もが思い入れのある行事に着目し展開する。

結婚写真を撮影した場所が夫婦にとって思い出の場所となれば、将来も繰り返し訪れてもらえる可能性が高くなるとともに、撮影時に地元の方のあたたかさに触れることで京都丹波への移住を考えるきっかけにしていただくことを目指して事業を展開した。

■特徴
・プロジェクトの趣旨に賛同していただいた方を広くメンバーとして募り、地域住民主導で事業を展開する、行政と民間の協働事業となっている。(現時点で、八木チーム、美山チーム・京丹波チームの3つの拠点あり)

・協働のプラットフォーム事業として、多様な主体が事業の実施主体となっている。
(地域おこし協力隊、集落支援員、各地域振興会、地域の様々な事業者など)

■事業概要/事業内容
(1)四季折々のフォトウエディングモデル撮影
この地域でウエディングフォトを撮影することの良さを、より多くの人に知っていただくとともに、地元のプロジェクトメンバー自身が体感し、その魅力を伝えていくため、地元の若者がモデルとなり、四季折々の撮影スポットでモデル撮影を繰り返した。

(2)地元メンバーと繰り返し検討会議
モデル撮影の結果をもとにPR方法や地元の方と触れ合えるアクティビティについ

て地元メンバーと何度も話あった。

(3)PR 媒体として、冊子と動画を作成

○ PR 冊子を作成し、ウエディング事業者約 80 社に送付するとともに、きょうと婚活応援センター、移住相談窓口であるふるさとぐらし情報センターなどに配架した。

〔冊子の特徴〕3 つの PR 要素が 1 冊に
a. フォトウエディングの誘致のため、京阪神のウエディング事業者に魅力発信
b. 移住相談窓口など都会の若者が手にとりやすい場所に配架し、都会の若い世代に直接魅力発信
c. 道の駅など京都丹波地域の各所に配架し、京都丹波内でプロジェクトの紹介(仲間あつめのため。また、地元の方に、地元の魅力の再発見のきっかけに。)

○ 写真では伝わらない魅力を発信し、SNS などで広く拡散するため、PR 動画を作成し YouTube で公開した。
→YouTube で「森の京都物語」と検索

■成果
・京都丹波地域のフォトウエディングに適した撮影場所の PR を通して、有名な観光地以外の名所にスポットがあたった。
・京阪神のウエディング事業者にこの地域のよさを PR できた。
・地元の方自身が、自分たちの住む地域の魅力を再発見することにつながった。また、フォトウエディングという新しい手法で、地域産業を考えるきっかけとなった。
・地元メンバーが出来ることを少しずつ事業に関わることで、地元のシニア世代の活躍や子育て世代の活躍という観点からの展開の可能性も見えてきた。

プロジェクトメンバー

里山を空中散歩（亀岡市）

京丹波町の名勝　琴滝

関連ホームページ	https://www.facebook.com/morinokyoto.monogatari
	https://www.youtube.com/watch?v=2P5KSzu0c88
	https://instagram.com/p/9EPuKyF6ck/

タイトル	伊賀市との協創活動による学校イノベーション		
施策・事業名称	協創活動支援事業		
都道府県名	三重県	**本件問合先**	あけぼの学園高校
分野	教育・文化 地域振興・まちづくり		0595-45-3032
事業実施期間	平成 25 年 4 月 1 日 ～		ichikawa.ya@mxs.mie-c.ed.jp
施策のポイント	伊賀市の地方創生予算のもと産官民学の協創活動による地元産菜種油を活用した「美容」コラボ商品の開発や地域交流の場の創造により、生徒指導問題件数激減、学校評価向上。 平成 24 年度からの「美容」の授業内容の改善により、生徒がその魅力や楽しさを知る。将来の目標として美容師を志す生徒が増加。25 年度からパーマ技術を競う大会に挑戦し、全国大会に 26 年度 7 名、27 年度 22 名が出場。離職率の改善に向けて 26 年度に高校生美容室を創設。27 年度は伊賀市とのコラボ商品の開発を進め、様々な体験活動を創造。地域と交流し地域に貢献する中で生徒一人ひとりが「自信と誇り」を持ち、充実した学校生活を送るようになる。その姿から地域からの評価が飛躍的に向上。学校イノベーションをもたらした。		
内容	〈現状や課題、設定した目標〉 本校には規範意識に課題を持つ生徒や学習活動上で中学校までに様々なつまずき体験を持つ生徒が在籍している。そのため、生徒は自信が持てず、「目標意識」や「挑戦する気持ち」の脆弱さに課題がある。そこで「美容服飾」「製菓調理」「情		

	報教養」「健康福祉」系列で学んだことを生かした地域活動や地域交流の場を創造することにより、地域に貢献し、地域から信頼される学校づくりを推し進めた。そして、生徒一人ひとりがあけぼの学園高校の生徒として「自信と誇り」を持ち、生き生きと学校生活を送れる魅力ある学校づくりを目指している。 〈取組の検討プロセス、改善点等〉 平成 10 年に普通科から総合学科に学科改編し、校名を伊賀高校からあけぼの学園高校に変更。定員 1 学年 80 名の小規模校の特性を生かして家庭的雰囲気の中で、教職員間の意思の疎通を図り、生徒一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を行っている。生徒指導や学習指導等で多くの課題を抱えた時期もあったが、全国的に例のない「美容服飾」系列を持つ強みを生かし「一点突破、全面展開」による組織的な取組で学校の魅力化を図った。24 年度から学校通信の発行や地域住民へのアンケート実施等、地域と連携し、学校づくりに取り組んできた。 〈効果、成果〉 「一人ひとりを大切にした丁寧な指導」に生徒 75.6%、保護者 79.3%、「学校生活全般」に生徒 76.3%、「子どもの本校入学」に保護者 87.9%が満足。平成 24 年度(57 件)から 26 年度(31 件)の生徒指導問題件数は 45.6%減で、27 年度さらに減少(27 件)。地域活動や地域交流等の新聞各社の記事掲載回数は 25 年度 20 回に対して 27 年度 100 回以上。地域からの学校評価も「生徒の姿」「地域ニーズの把握」「地域連携」「情報発信」「信頼関係構築」「社会的責務」の評価で大きく向上。 〈工夫した点や苦労した点〉 「一点突破、全面展開」で「美容服飾」「製菓調理」「健康福祉」「情報教養」の 4 系列のうち先ずは「美容服飾」系列の取組を進め、学校全体の底上げを図るようにしてきた。
関連 ホームページ	http://www.mie-c.ed.jp/hakebo/

優秀政策選定に当たっての専門委員からのコメント
〔人口減少対策分野〕

医療法人アスムス
理事長　太田秀樹
（担当：保健福祉・少子高齢化　地域医療）

超高齢社会の課題解決に向けた具体的な議論が盛んに行われているが、その重要な要因といえる少子化については、対策の余地が残されているのではないだろうか。

山梨県の取組である「県及び 27 全市町村協働による、産前産後の母親を支える支援体制構築」は、学校法人による民立民営のケアセンターをコアとし、市町村を巻き込んだ地域包括的な試みである。産科や小児科といた医療機関の協力には、医師会の理解あってのことと思われるが、県行政と市町村行政の連携は、子育て、医療、教育といった縦割りの弊害を払しょくし、地域そのものが主体となって支援するシステム構築のモデルといってもよい。

さらに、広域的な連合組織化は、事業の継続性を裏打ちしている。事業の内容においても、宿泊利用を可能とする一方で、電話で気楽に相談することもでき、特に初産婦の様々な育児不安にきめ細かく対応できると思われる。また、地域社会全体が子育て支援できる体制構築を願った啓発事業は、地域の意識を変えるきっかけとなるに違いない。

少子化への処方箋は、全国規模で求められているが、高齢化が急速に進展している地域では、子どもへの課題解決に対するプライオリティが低くなりがちではと懸念される。したがって、都道府県が主導的に基礎自治体を巻き込む産官学民型の本事業の成否は、我が国の少子高齢化に一石を投じるものである。さらに、高齢者ケアモデルである地域包括ケアシステム構築と共有するステークホルダーも少なくないと考えられるので、少子高齢化を同時に解決する洗練された手法となることを期待している。

株式会社 Kyulux
取締役 CFO　水口啓
（担当：商工・労働　地域経済、中小企業）

山梨県の「産前産後の母親を支える体制構築」では、関係するすべての地方自治体の全面的な連携を構築し、相互の財政負担軽減とサービス均質化を同時に達成したことは高く評価できる。特に母親は宿泊ケアを終了した後が特に自宅で孤独である。「父親や家族」にも育児協力への「気づき」を与える継続的な仕組みや家族の連携による好事例を新しく子や孫を迎えた家族に伝えられる試みにも期待している。

秋田県の「教育留学体験」も子どもの教育という両親の最大関心事を着火剤に最終的に他県から人口流入まで視野に入れた挑戦的な施策である。全国的に学力トップクラスの秋田県への教育に興味を持つ方は多数いると思うが、「体験留学」の後で、従来型の「越境入学」を超えて定住に至るには家族の大きな経済的利益が必要だろう。両親の就労支援等の経済的支援が定住促進への最後の判断材料になる。

「三世代住宅・多子世帯住宅への支援」は従来から数世代同居が多く世帯収入の多い富山県が初めて実施した点が興味深い。人口減少対策は「母親支援」「女性就労支援」のような能動的な「攻め」の施策に関心が向くが、多世代同居による基本的な経済的利益を知る県民に対してさらに行政が経済的支援を手厚く付与することで子どもを育てやすい街づくりを進めることは確度の高い「守り」の施策として他県も検討に値するだろう。

特定非営利活動法人
新潟県経済雇用問題研究所
理事長　松田宣治
（担当：商工・労働　労働）

核家族化のなかでの少子化対策は、育児関係の支援が喫緊の課題である。従来は、子どもを「預かる」視点が多い。だが、生後間もなくの新生児については課題が多く、普及していない。山梨県の施策である「県及び 27 全市町村協働による、産前産後の母親を支える体制構築」は、母子共々の宿泊を可能にすることで子育ての悩みや不安解消に役立てる。従来の空白部分に対応する点で優れた施策である。

核家族化が進んだ現在では、子育ての在り方は大きく変容し、母親に負担が集中している。しかも、核家族化は子育てのノウハウを伝授するチャンスを減少させた。そこから生じる不安が少子化の要因の一つになっている。

このため全国各地で様々な取組が行われている。私が居住する新潟県長岡市では市内複数の箇所に「子育ての駅」を設置。保育士が常駐する。ここでは、子どもを遊ばせながら親同志が情報交換する。育児への相談にも対応することから、母親には好評である。しかし、出かけなければならない点で、あるいは利用時間が日中に限定される点、さらには生後 6 か月から就学前に限定などの制約があり、生後 4 か月までの新生児は想定していない。

本施策は、戸惑いが多く体力的にも大変な時期の母子を対象にする点で、優れている。なお、子育てには待機児童や病後児保育の課題もあり、多くの対策が生まれることを期待している。

秋田県の施策は学力トップを、富山県は持ち家比率トップを、それぞれ地域資源として位置づけ、それを活用した交流人口増加策。いずれも好感が持てる。

宇都宮大学大学院教育学研究科
教授　松本敏
（担当：教育・文化　教育）

1990 年代以降､高学歴の 20 代､30 代女性が東京圏に居着いたり流入したりする傾向が強まっている。次世代の人口に直接影響するため､自治体の消滅さえ危惧されているほどだ｡山梨県もその影響か､1995 年～2000 年は人口が若干増加していたが、2000 年～2005 年の平均では減少に転じている。自然減よりも社会減の方が大きい。

このようななか、各市町村は様々な施策を展開しているし、国も「妊娠・出産包括支援モデル事業」（平成 27 年度には全国 150 市町村で実施）や「産前産後サポート事業及び産後ケア事業」（平成 27 年度全国 80 市町村で実施）などを始めている。このようなサービスは市町村が主体なので、財政力の違いが隣の町とのサービスの違いとして現れてしまう。

山梨県は、小さな町村の多い県なので、全県的に均質なサービスを提供する必要性を県が強く認識したため、県が音頭を取って県下全市町村をまとめる初めての推進委員会体制を作り上げることに成功した。これによりケアセンターを民立民営で成り立たせるために必要な利用者数を確保できたのである。

市町村が主体となる事業に対して、都道府県が広い視野から行うべき政策のモデルとなるところが、高く評価された。

駒沢大学法学部政治学科
教授　内海麻利
（担当：地域振興　都市・地域計画、都市政策）

人口減少対策分野の選定に当たっては、今日の人口減少に関する課題に対し、独創的な視点や創意工夫で、従来の行政の枠組みを改革し、人口減少対策の可能性に寄与する取組であるかどうかという点に着目して評価を行った。優秀政策に選ばれた事業は、いずれも前記の着目点に優れ、他地域への普及、展開の可能性を秘めた取組だった。

山梨県の「県及び 27 全市町村協働による、産前産後の母親を支える体制構築」は、子育ての連続的支援の必要性などの実情に即した対応を図る一方で、市町村を超える広域的な連携体制やネットワークを構築した点を評価した。秋田県の「学力トップクラス!秋田の教育を体験してみませんか」は、「秋田型」教育留学という新しい発想で、地域の実態と社会ニーズに応じた定住化を促進させる試みが、先駆的モデルとなりうる点を評価した。富山県の「三世代住宅及び多子世帯住宅等への支援による子育て環境の充実」は、少子化の実態を踏まえた対象（三世代同居や多子同居世帯）と方法（家づくり資金融資を実質無利子化）で子どもを産み育てやすい地域社会の構築に寄与すると期待できる点を評価した。

いずれも、今日の人口減少対策を牽引する事業であると考える

タイトル	県及び 27 全市町村協働による、産前産後の母親を支える体制構築		
施策・事業名称	・産前産後育児の切れ目ない支援体制整備・宿泊型産後ケア事業・産前産後電話相談事業		
都道府県名	山梨県	**本件問合先**	福祉保健部健康増進課
分野	人口減少対策		055-223-1496
事業実施期間	平成 26 年 8 月 4 日 ～		kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp
内容	本県では、出産・子育ての支援策として、平成 28 年 1 月に産前産後ケアセンターを開所し、宿泊型産後ケア事業及び産前産後電話相談事業を開始した。 【経緯】 平成 26 年 8 月に、県内全市町村の参加を得て宿泊型産後ケア事業の実施主体となる産後ケア事業推進委員会を立ち上げた。この取り組みは、本県の市町村の規模等において市町村単独での本事業の実施は困難であるとの観点から、県・市町村が広域的に連携して事業を実施する体制を構築したものである。 【事業内容】 産前産後ケアセンターは民立民営(学校法人富士修紅学院) 〇宿泊型産後ケア事業は、助産師等のスタッフが産後の母親の心身のケア及び育児技術の体得等、個々のニーズに沿った指導・助言を行い、育児の不安軽減に努めるもの。 利用料金の 8 割を県・市町村が 1/2 ずつ負担する。 〇産前産後電話相談事業は、妊娠中からの不安や悩みを 24 時間 365 日、助産師が電話相談に応じるもの。		

利用者負担なし。

センター開所を機として、産科医療機関等の産後支援の実態調査や支援者向けの研修会開催、連携シートの開発等を通じて、市町村、産科・小児科医療機関、産前産後ケアセンター、県等支援関係機関が妊娠・出産・育児期にある母親への切れ目ない支援体制の構築に取り組んでいる。

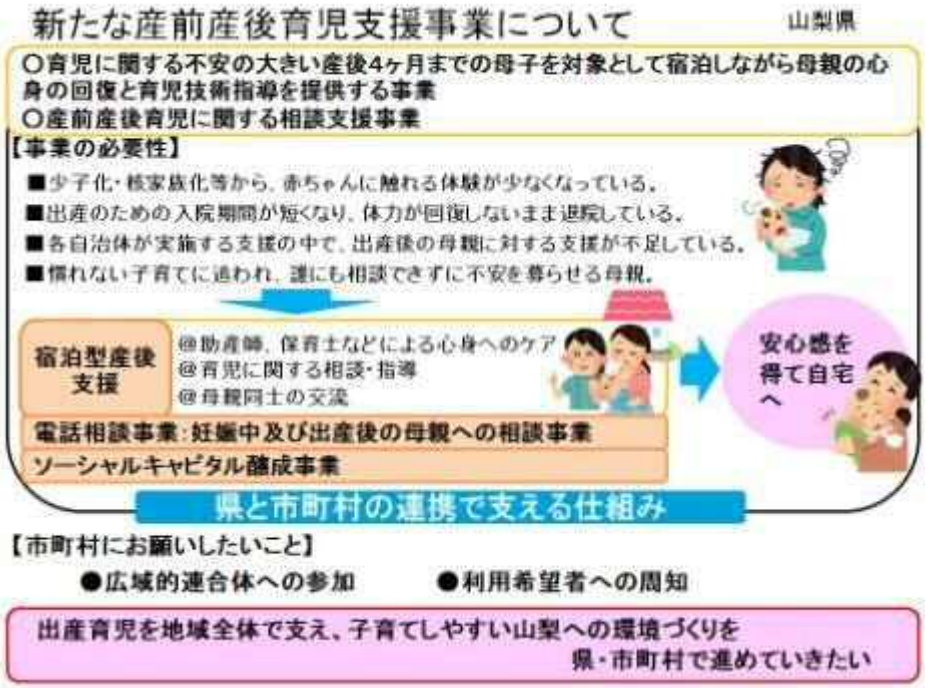

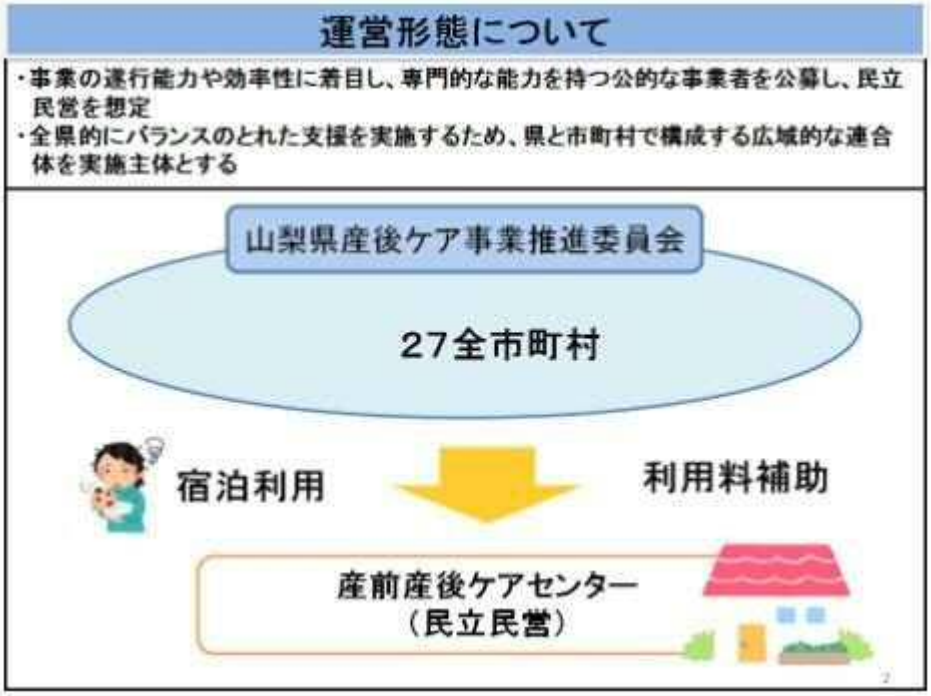
運営形態について
・事業の遂行能力や効率性に着目し、専門的な能力を持つ公的な事業者を公募し、民立民営を想定
・全県的にバランスのとれた支援を実施するため、県と市町村で構成する広域的な連合体を実施主体とする
山梨県産後ケア事業推進委員会
27全市町村
宿泊利用
利用料補助
産前産後ケアセンター
（民立民営）

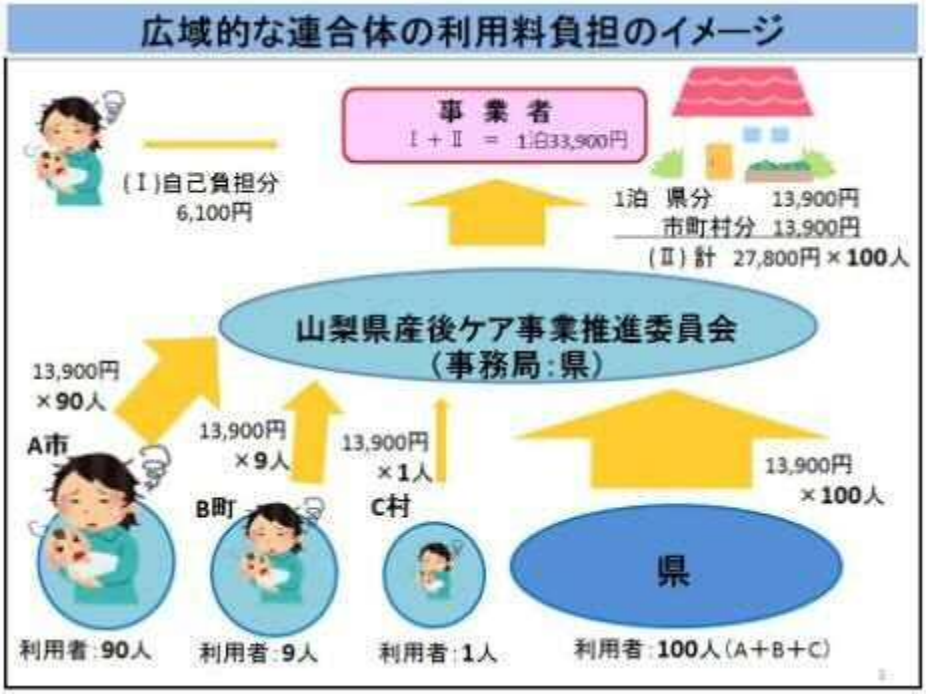
広域的な連合体の利用料負担のイメージ
事 業 者
Ⅰ＋Ⅱ ＝ 1泊33,900円
(Ⅰ)自己負担分
6,100円
1泊 県分 13,900円
市町村分 13,900円
(Ⅱ)計 27,800円×100人
山梨県産後ケア事業推進委員会
（事務局：県）
13,900円
×90人
A市
13,900円
×9人
B町
13,900円
×1人
C村
13,900円
×100人
県
利用者：90人
利用者：9人
利用者：1人
利用者：100人（A＋B＋C）

産前産後包括支援ネットワーク事業（山梨型ネウボラ事業）

○事業概要

（1）医療従事者及び母子保健従事者を対象とした産前産後ケア研修会

医療従事者及び母子保健従事者に、産前産後ケアの重要性と各機関の連携の重要性　を理解してもらうための研修会の開催。

（2）産前産後包括支援調査研究事業

①調査の実施、連携シート開発

ⅰ　医療・保健機関を対象とした産前産後ケアに関するニーズ調査

ⅱ　保健機関において包括支援を実践するための連携シートを開発する。

②検討会開催

（3）県民への啓発事業
（シンポジウム、子どもの城フェスタへの出展、パンフレット作成）

産前産後包括支援の必要性に関する理解を得ることを目的として、イベント参加や広報誌掲載など啓発事業を行う。

上記の事業を委託して行う。委託先（学校法人富士修紅学院）

○事業導入後の体制

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">学力トップクラス!秋田の教育を体験してみませんか</td></tr>
<tr><td>施策・事業名称</td><td colspan="3">秋田で学ぼう!教育留学推進事業</td></tr>
<tr><td>都道府県名</td><td>秋田県</td><td rowspan="3">本件問合先</td><td>教育庁生涯学習課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分野</td><td rowspan="2">教育・文化
人口減少対策</td><td>018-860-5184</td></tr>
<tr><td>Kyou-shougai@pref.akita.lg.jp</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="3">【目的】
県外の児童生徒が秋田での学びを目的に来県する「秋田型」教育留学であり、最終的に家族ぐるみでの定住につなげる。

【取組内容】
「体験型受け入れ」と「定住型受け入れ」の 2 つを設ける。まずは「体験型」として短期間の日程で学校に行って授業を受け、体験活動を行い、秋田の良さを体験する。その経験を基に、県内の学校に転校し、定住型へと結び付ける。

◎「秋田型」教育留学の特徴
(1)子ども一人一人に合わせた「オーダーメイド」の受け入れ
・利用者の要望に応じ、通年で、随時の受け入れ
・拠点施設での宿泊と地域での民泊を自由に組み合わせ
・「体験型」から「定住型」の利用へ、段階を踏んでステップアップ
(2)実際に学校での児童生徒受け入れ(見学だけでなく授業参加)
(3)学び・体験・交流を総合的にコーディネートする教職員の配置
(4)学習だけでなく、秋田の地域性を生かした体験活動も重視</td></tr>
</table>

	～体験活動の例～ ・自然体験 … 阿仁川で遊ぼう（かじかつき等）、キャンプ、魚釣り、カヌー、キノコ狩り、ハタハタ釣り、雪遊び、かまくら作り 等 ・農作業体験 … しいたけ栽培、野菜作り、りんご狩り 等 ・民俗文化体験 … きりたんぽ作り、曲げわっぱ作り、そば打ち 等 ・その他 … スキー・スノーボード、パークゴルフ、木工作 等 【今後の展開】 北秋田市がモデル的に行うものであるが、県内各市町村の実態に合わせて取組を広げていく。

学力トップクラス！
秋田の教育を体感してみませんか
あなただけのプログラムで教育留学
1週間
1ヶ月
1年
農業体験
家庭学習
民泊
自然体験
友だちづくり
いつでも
何度でも
授業体験
※利用料金　1泊2日（3食つき）2，200円
※冬期間は暖房料として100円プラス
秋田で子育てをしたいと考え始めたら、
移住への相談体制があります！
教育留学のご相談

パンフレット

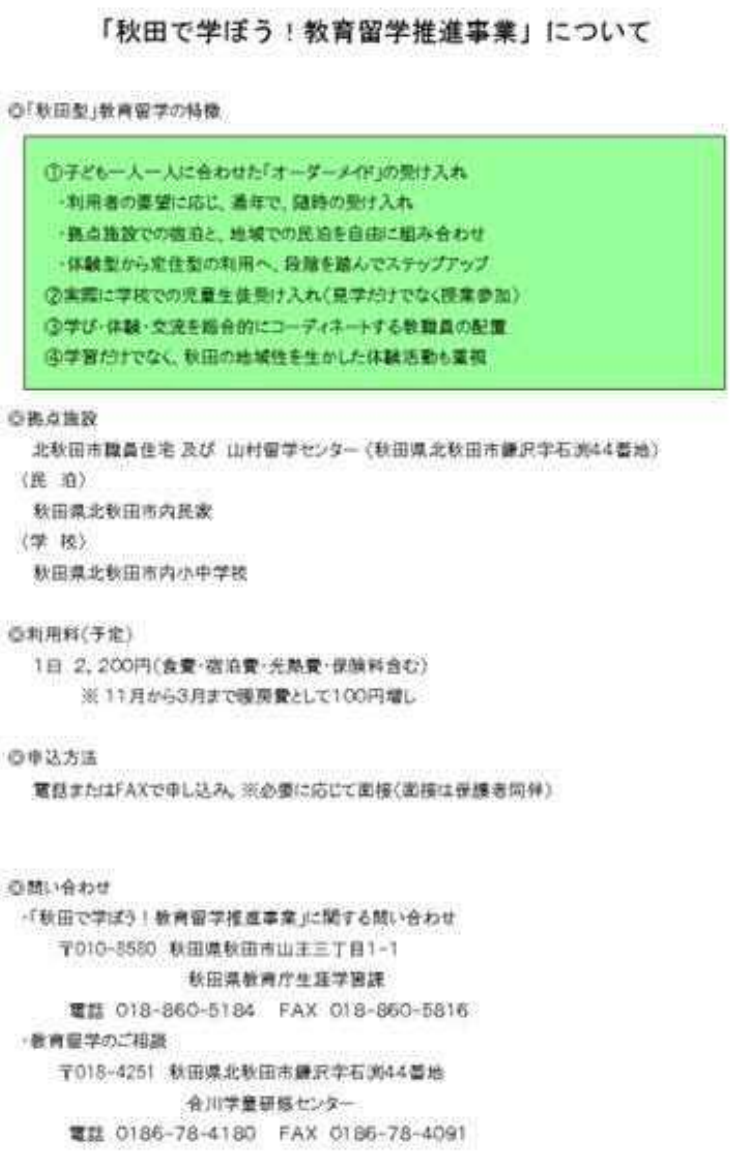

「秋田で学ぼう！教育留学推進事業」について

◎「秋田型」教育留学の特徴

①子ども一人一人に合わせた「オーダーメイド」の受け入れ
・利用者の要望に応じ、通年で、随時の受け入れ
・拠点施設での宿泊と、地域での民泊を自由に組み合わせ
・体験型から定住型の利用へ、段階を踏んでステップアップ
②実際に学校での児童生徒受け入れ（見学だけでなく授業参加）
③学び・体験・交流を総合的にコーディネートする教職員の配置
④学習だけでなく、秋田の地域性を生かした体験活動も重視

◎拠点施設
北秋田市職員住宅 及び 山村留学センター（秋田県北秋田市鎌沢字石渕44番地）
（民 泊）
秋田県北秋田市内民家
（学 校）
秋田県北秋田市内小中学校

◎利用料（予定）
1日 2,200円（食費・宿泊費・光熱費・保険料含む）
※11月から3月まで暖房費として100円増し

◎申込方法
電話またはFAXで申し込み。※必要に応じて面接（面接は保護者同伴）

◎問い合わせ
・「秋田で学ぼう！教育留学推進事業」に関する問い合わせ
〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1-1
秋田県教育庁生涯学習課
電話 018-860-5184 FAX 018-860-5816
・教育留学のご相談
〒018-4251 秋田県北秋田市鎌沢字石渕44番地
合川学童研修センター
電話 0186-78-4180 FAX 0186-78-4091

関連ホームページ	http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1438325936326/index.html

タイトル	三世代住宅及び多子世帯住宅等への支援による子育て環境の充実		
施策・事業名称	三世代住宅・多子世帯住宅に係る不動産取得税減免制度の拡充、富山県住みよい家づくり資金融資の実質無利子化		
都道府県名	富山県	**本件問合先**	〔融資〕建築住宅課 〔減免〕税務課
分野	人口減少対策		
事業実施期間	平成 28 年 4 月 1 日 ～		076-444-3355
施策のポイント	子どもを産み育てやすい地域社会を構築するため、三世代同居や多子同居世帯に対し、融資(融資制度の無利子化)と税制(不動産取得税の減免制度拡充)により、広く支援するもの		
内容	子どもを産み育てやすい地域社会構築に資するため、三世代同居や多子同居世帯に対し、富山県住みよい家づくり資金融資を実質無利子化するとともに、地方税法に基づく現行の不動産取得税の減免制度を拡充し、広く支援するもの 1 富山県住みよい家づくり資金融資 ・三世代同居及び多子同居世帯向けの融資を利子補給(1.6%)により実質無利子化 ・三世代近居及び県外からの定住世帯向けの融資を利子補給(0.6%)により低利化 ・23 歳未満の子を含む三世代以上が同居・近居する世帯や 23 歳未満の子が 3 人以上の多子世帯について、以下の条件を満たすものを対象 「キッチン・浴室・トイレ・玄関・居室のうち少なくとも 1 つを増設または改修する工事」 ・借入上限額 500 万円、償還期間 15 年以内		

	2 三世代住宅・多子世帯住宅に係る不動産取得税減免制度の拡充 ・三世代住宅及び多子世帯住宅について、地方税法に基づく現行の不動産取得税の軽減措置により減免対象となる住宅の床面積の上限(240㎡以下)を350㎡以下に引き上げ、多世帯員に対応できる住宅及びその土地の取得を支援 ・23歳未満の子を含む三世代以上の直系親族が同居する世帯や23歳未満の子が3人以上の多子世帯に係る住宅及びその土地の取得を対象
関連 ホームページ	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/kj00001921.html
	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1107/kj00016403.html